

令和 8 年第 2 回定例会

# 麻 績 村 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 3 日 開会

令和 8 年 6 月 10 日 閉会

麻 績 村 議 会

令和八年 第二回〔六月〕定例会

令和八年 第二回〔六月〕定例会

麻績村議会会議録

麻績村議会会議録

## 令和8年第2回麻績村議会定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号 (6月3日)

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| ○議事日程                                                 | 3  |
| ○出席議員                                                 | 4  |
| ○欠席議員                                                 | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名                       | 4  |
| ○事務局職員出席者                                             | 4  |
| ○開会及び開議の宣告                                            | 5  |
| ○議事日程の説明                                              | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                                           | 6  |
| ○会期の決定                                                | 6  |
| ○村長挨拶                                                 | 6  |
| ○諸般の報告                                                | 8  |
| ○請願・陳情等の委員会付託                                         | 8  |
| ○承認第1号から承認第4号、議案第1号から議案第5号、同意第1号から同意第2号まで一括上程、提案理由の説明 | 9  |
| ○散会の宣告                                                | 13 |

### 第 2 号 (6月5日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 15 |
| ○出席議員                           | 15 |
| ○欠席議員                           | 15 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 15 |
| ○事務局職員出席者                       | 15 |
| ○開議の宣告                          | 16 |
| ○議事日程の説明                        | 16 |

|           |       |
|-----------|-------|
| ○一般質問     | 1 6   |
| 飯 森 寛 志 君 | 1 6   |
| 宮 下 朗 君   | 3 3   |
| 山 口 利 江 君 | 5 1   |
| 塚 原 利 彦 君 | 5 9   |
| 刈 間 利 恵 君 | 7 8   |
| 高 野 秀 雄 君 | 8 6   |
| 中 村 まり子 君 | 9 0   |
| ○委員長報告    | 9 8   |
| ○散会の宣告    | 1 0 0 |

### 第 3 号 （6月10日）

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程                           | 1 0 1 |
| ○出席議員                           | 1 0 2 |
| ○欠席議員                           | 1 0 2 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 0 2 |
| ○事務局職員出席者                       | 1 0 2 |
| ○開議の宣告                          | 1 0 3 |
| ○議事日程の説明                        | 1 0 3 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決                 | 1 0 3 |
| ○承認第2号の質疑、討論、採決                 | 1 0 4 |
| ○承認第3号の質疑、討論、採決                 | 1 0 4 |
| ○承認第4号の質疑、討論、採決                 | 1 0 5 |
| ○議案第1号の質疑、討論、採決                 | 1 0 6 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決                 | 1 0 6 |
| ○議案第3号の質疑、討論、採決                 | 1 0 7 |
| ○議案第4号の質疑、討論、採決                 | 1 0 7 |
| ○議案第5号の質疑、討論、採決                 | 1 0 8 |
| ○同意第1号の質疑、討論、採決                 | 1 0 9 |
| ○同意第2号の質疑、討論、採決                 | 1 0 9 |

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ○発議第 1 号の質疑、討論、採決……………          | 1 1 0 |
| ○発議第 2 号について……………               | 1 1 0 |
| ○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）…………… | 1 1 1 |
| ○閉会中の継続審査の申し出について（社会文教委員会）…………… | 1 1 1 |
| ○村長挨拶……………                      | 1 1 2 |
| ○閉会の宣告……………                     | 1 1 2 |
| ○署名議員……………                      | 1 1 5 |

○ 招 集 告 示

麻績村告示第 18 号

令和 8 年第 2 回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 27 日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和 8 年 6 月 3 日（水） 午前 9 時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

１番 高 野 秀 雄 君

３番 飯 森 寛 志 君

５番 山 口 利 江 君

７番 刈 間 利 恵 君

２番 中 村 まり子 君

４番 宮 下 朗 君

６番 塚 原 利 彦 君

８番 清 水 清 君

不応招議員（なし）

## 令和 8 年第 2 回麻績村議会定例会 （第 1 日）

### 議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告 4 件、議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 承認第 1 号から承認第 4 号、議案第 1 号から議案第 5 号、同意 1 号から同意第 2 号まで一括上程

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 7 年度麻績村一般会計補正予算（第 8 号）について）

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 7 年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（村税条例の一部を改正する条例について）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 2 号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第 3 号 令和 8 年度麻績村一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 8 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 8 年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

同意第 1 号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

同意第2号 農業委員会委員の任命について

---

出席議員（8名）

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 高野秀雄君 | 2番 | 中村まり子君 |
| 3番 | 飯森寛志君 | 4番 | 宮下朗君   |
| 5番 | 山口利江君 | 6番 | 塚原利彦君  |
| 7番 | 刈間利恵君 | 8番 | 清水清君   |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

|      |       |          |       |
|------|-------|----------|-------|
| 村長   | 塚原勝幸君 | 副村長      | 宮下利秀君 |
| 教育長  | 加瀬浩明君 | 村づくり推進課長 | 塚原敏樹君 |
| 総務課長 | 塚原貴志君 | 住民課長     | 宮下佳康君 |
| 振興課長 | 宮下浩保君 | 観光課長     | 塚原優仁君 |
| 教育次長 | 宮下信俊君 | 代表監査委員   | 飯森力君  |

事務局職員出席者

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 市川嘉忠 | 書記 | 臼井孝夫 |
|--------|------|----|------|

開会 午前 9時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（清水 清君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和8年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村でもすでに取り組まれておりますが、先の議会運営委員会で協議がなされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また節電に資するため、10月31日までの間クールビズ対応で会議を行います。

なお、上着の着用につきましては個人の判断といたします。

行政関係の皆様におきましても、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

---

### ◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、ご報告をいたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、2番、中村まり子議員、3番、飯森寛志議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（清水 清君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月7日開催の議会運営委員会において、本日3日から10日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今定例会の会期を本日6月3日から6月10日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日6月3日から6月10日までの8日間と決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（清水 清君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げるところでございます。

今週は、5月より夏日が続き暑さを感じるころですが、田植えもほぼ終わり、水面に映る新緑も爽やかな季節となっているところでございます。また、心配されました冷温により霜等もなく、りんごなど果樹等におきましても被害等がなく、安心をしているところで

ございます。

さて、新型コロナウイルスの感染が軽減されまして、ゴールデンウィークには聖高原もおむね天候に恵まれ、多くの観光客の皆様に来場いただき、聖湖の釣りやボート、展望リフト、スライダー等各施設でにぎわいを見せておりました。

博物館におきましては、ボランティアの皆さま方にご協力をいただく中で、機関車や航空機などを主体としたイベントの開催や、スキー場ではインド料理等の愛好家によります食を主体に行いましたナマステのイベントの開催、聖湖でのヘラブナ釣り大会の開催等にも多くの皆様に来場いただきました。

令和8年度も2か月余りが経過いたしました。ここで、新年度に入りましての事業の進捗状況等につきまして、主な事項について報告をさせていただきます。

令和7年度の繰越事業として、物価高騰対策として麻績村70周年記念を併せ実施いたしました地域支え合い生活支援商品券配布事業、おみぼん商品券第7弾につきましては、4月末日に発送させていただき、順調に配布もされまして、現在皆様に活用いただいているところでございます。

次に、令和7年度から8年度で進めております北山浄水場の整備事業につきましては、順調に工事が進められており、今後、水道水の安定供給が図れるものと期待をするところでございます。

次に、7年度の繰越事業として進めております空き店舗活用事業につきましては、現在工事に入りまして、8月中旬を目途に工事が進められておりますが、資材不足によります資材が納入されるかが心配するところですが、工期内完成に向けまして頑張っているところでございます。

高齢者や交通弱者の足であります送迎バスの全路線デマンド化につきましては、4月より実施をさせていただきまして、順調に運行が図られておりますし、デマンド化に伴い、小型車両の購入につきましても納入がされ、現在運行をされているところでございます。

駅前整備につきましては、レイアウト図を基に土地等の利用につきまして、現在JRさんとの協議を進めさせていただいております。また、計画の中で必要とされます民地につきましても、現在ご理解をいただくべく事業の内容を説明し、お願いをしているところでございます。

小学校のLED化事業や中学校の多目的トイレ整備事業、博物館整備事業、シェーンガルトンおみのLED化や和室の整備事業、また道路整備や農業用水の整備などにつきましても、

事業推進に向けまして、準備を進めさせていただいてございます。

議員各位におかれましては、各種事業の推進に今後とも一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、報告、補正予算、条例改正等の案件を提出いたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちましてご挨拶とさせていただきます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（清水 清君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 第14期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第54期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 令和7年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上の4件については、既に配付してあるとおりでございます。村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告について、お手元に配付してあるとおりでございます。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（清水 清君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第8－6号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願、また継続審査となっております第8－4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情、以上2件については、社会文教委員会に付託いたしますので、委員会での審議をお願いいたします。

---

◎承認第 1 号から承認第 4 号、議案第 1 号から議案第 5 号、同意第 1 号

から同意第 2 号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（清水 清君） 日程第 6、承認第 1 号から承認第 4 号、議案第 1 号から議案第 5 号、同意第 1 号から同意第 2 号までの11件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和 8 年 6 月定例議会に提出いたしました条例改正等の議案の提案理由を申し上げます。

初めに、承認第 1 号から承認第 4 号までについて、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度麻績村一般会計補正予算（第 8 号）の提案理由を申し上げます。

本件は、令和 7 年度一般会計を閉じるに当たり、必要なための補正を行ったもので、その主要内容について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

村税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入、諸収入の確定による増減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、報償費、需用費等の減額及び財源組替を補正計上いたしました。

民生費では、需用費、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費等の減額及び財源組替を補正計上いたしました。

衛生費では、委託料、負担金、補助及び交付金等の減額及び財源組替を補正計上いたしました。

農林水産業費では、委託料、負担金、補助及び交付金の減額及び財源組替を補正計上いたしました。

商工費では、負担金、補助及び交付金の減額を補正計上いたしました。

消防費では、避難生活環境改善事業採択による備品購入費を補正計上いたしました。

教育費では、需用費、工事請負費の減額及び財源組替を補正計上いたしました。

公債費では、財源組替を補正計上いたしました。

諸支出金では、基金費において、将来の財政負担の軽減を図り、健全な財政運営を行っていくために、財政調整基金等への積立額を補正計上いたしました。

予備費におきましては、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は8,660万円の増額で、歳入歳出総額は36億9,570万円となります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の提案理由を申し上げます。

本件は、令和7年度国民健康保険特別会計を閉じるに当たり、必要なための補正を行ったものです。

その主な内容について申し上げます。

歳入では、財産収入、諸収入の増額を、国民健康保険税、県補助金及び繰入金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、予備費の減額を補正計上いたしました。

補正額は859万1,000円の減額で、歳入歳出総額は3億4,290万2,000円となります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個人住民税のひとり親控除の額の引上げ、軽自動車税の環境性能割の廃止等、関係規定の整備及び改正等を行うものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充に係る該当条文の一部改正を行うものです。

次に、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

自動車等使用者に対する駐車場等に係る通勤手当の支給方法を定めるため、必要な改正を行うものです。

次に、議案第2号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい

ての提案理由を申し上げます。

本件は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、改正を行うものです。

次に、議案第3号 令和8年度麻績村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本年度も既に2か月が経過いたしました。事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものです。

補正の主な内容について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税では、地域おこし協力隊活動経費及び村単獣害防除対策事業補助金への特別交付税措置分の増額を補正計上いたしました。

国庫支出金では、民生費国庫補助金、消防費国庫補助金の増額を、教育費国庫補助金の減額を補正計上いたしました。

県支出金では、民生費県負担金、教育費県補助金、民生費県委託金の増額を、民生費県補助金、農林水産業費県補助金の減額を、総務費県補助金では充当先の科目替えを補正計上いたしました。

財産収入では、財産貸付収入、別荘地貸付収入の増額を補正計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金の繰入を補正計上いたしました。

諸収入では、個人負担金、貸付金元利収入等の増額を、補助及び助成金の減額を補正計上いたしました。

村債では、過疎対策事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

4月の人事異動に伴う人件費、共済組合負担金の変動を補正計上いたしました。

その他、主な各款別の内容を申し上げます。

議会費では、使用料及び賃借料の増額を補正計上いたしました。

総務費では、聖高原駅前整備事業関係経費及び地域おこし協力隊活動関係経費等の増額を、役務費の委託料への組替を補正計上いたしました。

民生費では、システム改修委託料、扶助費等の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、堆肥化施設の修繕費等の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農業基盤整備促進事業水路整備工事費、村単獣害防除対策事業補助金

等の増額を、地籍調査事業費の減額を補正計上いたしました。

商工費では、役務費の増額を、D I Yワークショップ事業関係経費の減額を補正計上いたしました。

土木費では、村道改良工事に伴う公有財産購入費の増額を、住宅管理費では財源組替を補正計上いたしました。

消防費では、消防団の力向上モデル事業採択による関係経費を補正計上いたしました。

教育費では、需用費、報償費の増額を補正計上いたしました。

予備費では、歳入歳出の調整を行いました。

補正額は6,940万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は29億8,940万円となります。

次に、議案第4号 令和8年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料、国庫支出金、繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、総務費において、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料、保険給付費、地域支援事業費の増額を補正計上いたしました。

補正額は100万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は4億6,200万円となります。

次に、議案第5号 令和8年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

資本的収入において、企業債の増額を、国庫補助金の減額を補正計上いたしました。

資本的支出において、建設改良費と固定資産購入費の増額を補正計上いたしました。

次に、同意第1号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての提案理由を申し上げます。

農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者が委員の過半数を占めるよう農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されておりますが、例外として、同法施行規則第2条第2号による委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としていたいのので、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村農業委員会委員が令和8年7月19日で任期満了となることから、新たに、麻績村麻4871番地1、宮下博文氏、麻績村日7043番地1、谷口真利氏、麻績村麻8304番地、林昭夫氏、麻績村日6392番地、三田桃子氏、麻績村麻45番地、清水美智雄氏、麻績村日1702番地、飯森英哲氏、麻績村麻4339番地、宮下剛志氏、麻績村麻3600番地、柳原啓人氏、麻績村日

6031番地、関崎賢一氏、麻績村日3869番地、塚原茂樹氏の10名を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものがあります。任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までとなります。

以上、承認4件、議案5件、同意2件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（清水 清君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は、上程のみとし、審議、採決は本定例会第3日目の6月10日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清水 清君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和8年第2回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、上程しました承認第1号から承認第4号、議案第1号から議案第5号、同意第1号から同意第2号について、提出者より詳細説明を受けますので、委員会室に移動をお願いいたします。

また、全員協議会終了後、社会文教委員会を行います。

以上でございます。大変ご苦勞様でした。

散会 午前 9時22分

令和8年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月5日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

---

出席議員（8名）

1 番 高 野 秀 雄 君

2 番 中 村 まり子 君

3 番 飯 森 寛 志 君

4 番 宮 下 朗 君

5 番 山 口 利 江 君

6 番 塚 原 利 彦 君

7 番 刈 間 利 恵 君

8 番 清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 塚 原 貴 志 君

住 民 課 長 宮 下 佳 康 君

振 興 課 長 宮 下 浩 保 君

観 光 課 長 塚 原 優 仁 君

教 育 次 長 宮 下 信 俊 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 市 川 嘉 忠

書 記 臼 井 孝 夫

書 記 峰 田 江津子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） 令和8年第2回麻績村議会6月定例会2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎一般質問

○議長（清水 清君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順番は、既に配付してあります一般質問の通告事項のとおりです。

それでは、順番に発言を許可いたします。

---

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（清水 清君） 初めに、3番、飯森寛志議員の一般質問を許可いたします。

3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 3番、飯森寛志です。

さきに通告いたしました麻績村観光業の考え方についてと村内火の見やぐらについての2つの質問事項について、一問一答でお願いいたします。

まず、麻績村観光業の考え方についてでございますが、当村では、別荘開発地が、昭和37年、1962年から本格的に始まりまして、今年で64年という、半世紀以上の長い年月がたっております。

当初、別荘開発については、美しい聖高原ということで、村民憲章の第1番目に挙げ、村の重要な財産として麻績方式を導入し、どのように展開していくかというようなことをうたっております。これが、まず、麻績村の観光業の一番大きな第一歩だと私は考えております。

そこで、まず基本的な部分で、観光とは何ぞやということでちょっとお話ししたいと思いますが、観光とは、日常生活の場を離れて、主に余暇を利用し、娯楽や学び、交流などを目的に他地域を訪れ、景観や文化、風物を楽しむ行為ということが一つ定説になっております。

実際、この中で観光の基本的な意味は、他の土地を訪れ、景色や名勝、文化、風物を見て楽しむこと、日常生活圏を離れて行う余暇中心の様々な活動を含むと。そして、奉仕及び労働ではなく、レジャー、学び、交流などが目的というのが基本的な意味ということで広く知られているかと思います。

実際、観光の意義ですとか役割については、個人ですとか社会、地域として分かれておりますが、個人としては、まず気分転換、リフレッシュ、学びや体験の機会、社会、地域にとっては経済効果、雇用創出、地域活性化、国際交流の促進というような部分で定義されております。

そこで、まず麻績村の、この当村として、まず質問要旨の1番目としてですが、自治体、麻績村として、観光業の位置づけと基本的な考え方はということでお尋ねいたします。

実際、観光業を行う事業とすれば、目的、目標が当然あるかと思います。この目標、目的がなければ、ただ施設を造ったりして人を呼ぶだけの、来てくださいと言うだけのことになってしまいますが、実際しっかりとした目標、目的、当初はあると思いましたが、先ほども申しました60有余年たった今、現在、麻績村として観光業の目的、目標等があれば、ここでお示し願えればと思います。村長にお伺いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、観光業の振興につきましては、議員が申されたとおり、昭和37年から聖高原の開発が始まり、また、その後には、シェーンガルテンおみとか、また、月の名

所でございます観月苑等の整備をする中で、いろんな観光事業の整備をしてきたところでございます。

特に観光事業につきまして、特に聖高原については、自然豊かな高原というような形の中、地域の持つ魅力を観光という形で生かし、村の活性化とイメージアップとして、地域経済や社会に新たな活力をもたらし、雇用の創出を実現することを目的として、実施がされてきたというような関係でございます。

そして、商工、農業など地域産業の振興、さらには地元の伝統工芸の販売促進など、地域全体に波及効果を及ぼし、地域が潤うことが目標ではないかと思っておるところでございます。

観光は、地域に新たな価値を生み出す可能性も秘めており、今後の戦略としては、地域資源の活用が起爆剤と思われ、歴史的建造物や自然環境の活用、また、地域固有の食文化や伝統工芸の見直しと観光商品化、自然体験や農業体験、そして、アクティビティな観光地として、地域の価値を再発見することが大切ではないかと思っているところでございます。

また、季節に応じた年間を通じた観光イベント等の開催、地域特有のストーリーを生かした各種媒体を活用した情報の発信、また、近隣地域との連携によります広域観光の推進、インバウンド等、受入れに向けた体制の整備や観光案内板やサインなどの整備など、取組は限りなく未知数であると思われましても、一つ一つ前向きに地道な取組が、今後においても必要ではないかと思っているところでございます。

基本的には、持続可能な観光、観光消費額の拡大、観光誘客の促進が必要と思われ、今後におきましても、観光を通じた持続可能な地域活性化の好循環を創出するとともに、民間活力も重要な要素と考えられますので、今後についてはそういった部分も模索しながら、観光振興に向けた取組を、続けていかれればと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。

今、村長のほうから、いろんな施策等々が出ましたが、実際、住民、村民から、今の麻績村の観光ってどういうことをやっているのかという疑問の声を多数聞いております。

なぜかということで自分でもいろいろ考えましたが、実際、麻績としての観光事業は、しっかりとしたコンセプトがないんじゃないかというようなちょっと疑問を持ちまして、今回

お尋ねしている次第でございますが、実際、今ご答弁ありましたが、目的、目標等に関しましては、実際、持続可能ですとか地域活性化ということであるかと思いますが、それにつながる、それをやるためには何をするのかという、まず戦略というものが当然出てくるかと思っています。

今ご答弁いただいた中では、割と戦術の部分が非常に多くて、横のつながりがなくて、皆さん、村民の方が、ちょっとはっきりしないなというような印象を持っておられるのではないかと推測している次第でございます。

実際、戦略とか戦術とかという部分に関しては、民間の一つの事業形態ではないかというように思われがちですが、民間から自治体の事業にするにしても、目標、目的をしっかり持ち、そこから何をすべきかという戦略を立て、その戦略をするために、どういう戦術をこの期間にしていくかということをしかりと銘記したり分かっていかないと、一つの事業、ここと言えば観光事業が皆さんの中で腑に落ちる、腹に落ちて、みんなでやっ払いこうという部分にはなっていないのではないかなと考えております。

そこで、先ほどご答弁の中で、民間の活力ということも言われました。そこで、観光業の、自治体と民間の違いは何かということをもう少しはっきりさせたいと思いますが、自治体の目的、観光業の目的とすれば、公益、地域全体の利益でございます。民間は、利益と事業の成長です。ここがかなり違いますね。

そして、評価軸としては、行政体としては、住民福祉、地域経済、環境が評価軸となります。民間事業とすれば、当然売上げ、利益、顧客満足という目に見える部分を評価軸としておりますが、実際、ここで、自治体は何のためにやるのか、何のために人を呼ぶのかという部分をしっかりとつくっていないと、この60年過ごしてきた観光業というものが、非常に曖昧な部分になってしまうのではないかなと考えております。

実際、自治体の主な目的、観光業の目的に関しては、営利というより、地域全体の公益的な利益を高めるというのが重要だと考えております。地域経済の活性化や税収の確保、地域の持続的な発展と文化、自然の保全、地域ブランドの形成や人口減少対策、また、今話題になっております国際交流や多文化理解の促進ということが自治体での目的ではないかと思っておりますが、そこら辺の見解はいかがでしょうか、村長にお伺いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今議員さんが言われたとおり、そういった部分についての戦略等につ

いては、言われたとおりではないかと思っているところでございます。

しかしながら、自治体が観光というような部分につきましては、地域の振興、あるいは地域イメージのアップ、そして、より多くの人に来てもらって、地域、いろいろな農業振興、それから商工業の振興等と、いろいろな部分で公益的な部分があるのではないかと考えているところでございます。

民間がやるとなると、やはりもうけ、要するに収入がなければ、そういう事業はどんどん抜けていくというような形の中で、そういった部分と公共がやる部分との違いというのが出てきているのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、自治体の、今麻績村の観光というものにつきましては、やはり先代ずっと60有余年の中で、やはり麻績村のPRにつながり、また麻績村の、そういった多くの人に来ていただくことによって麻績村を知っていただく、そして、いろいろな地域が潤えばというようなことで推進をしてきたところでございます。

なかなか観光も、今いろんな部分で大変な部分があるかと思いますが。一部のオーバーツーリズムというような観光については、人が来て困るというようなそんな部分もありますけれども、少量の、小規模な観光地については、なかなか誘客という部分が難しいというような部分もございますし、また新たに、新たな施設整備というような部分につきまして、膨大なそういった経費もというようなこともございます。

そういった中には、継続は力なりというような形の中で、ある意味では、今の観光をどれだけ磨きをかけていくかというようなことが課題になってくるのではないかと考えているところでございますし、今議員さんが言われたとおり、各々いろんな戦略もあろうかと思いますが、地道なそういった取組が、一つの観光を磨き上げていくのではないかなと、思っているところでございます。

いずれにしても、今後においても、そういった意味で、より多くの皆さん方に来ていただく、そして、当初の目的でございます自然豊かな休養地というような形の中で、自然豊かな中でひとときを、空間を満足して過ごしていただくというような方向に向けて、今後についても観光事業の振興に向けて、整備を進めていかなければと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ちょっと基本的な質問ばかりで申し訳ないんですが、なかなか観光

事業という部分に関しては、もう少し自治体としてもしっかりとした取組をしなければいけないのかなとは思っております。

そこで、第7次振興計画の中でK P Iがあります。

観光客入り込み数、令和4年度は6万7,000人、これを令和9年度には7万人にするという数字が出てきておりますが、ここの具体的な施策があればお答え願えればと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私のほうから答弁を申し上げます。

実際、議員おっしゃるとおり、K P I、目標、数字を立てております。

若干、最近、天候等不良によりまして、この数字減っておるところは事実でございます。これにつきましても、今後いろいろなイベント等を開催する中で、目標達成に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 実際、基本的な考え方という中での一つの意見でございましたが、6万7,000人から7万人という3,000人の増については、一昨年から始めておりますモーターキャンプ等の新事業も一つ含まれているのかなと思いますが、実際、利用する人たちの意見もしっかりと聞いて、新事業には携わっていただきたいなと思っております。

そこで、ちょっと住民からも言われている部分もありますが、この観光でのP R方法、要旨2にまいります。インバウンド向けの多言語の案内板ですとかパンフレット、SNS、ホームページ等々にありますが、この活用ですとか今の実績についてどのようになっていますか、ご答弁願います。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私から答弁させていただきます。

P R方法につきましては、令和7年度実績において、関東圏の高速道路のサービスエリアや道の駅等に置いてありますドライブガイド長野、ふらっと安曇野など紙媒体で8件、ウェブチューブの広告など、媒体2件を出稿しております。

また、SNSでの発信は月20日程度、ホームページではイベントごとに都度発信をしているところです。CMにつきましては、ウェブ広告の出稿の際にラジオCM等を活用しております。

インバウンド向けの受入環境状況につきましては、村の公式ホームページ、観光サイトを

含みますけれども、そこでは、英語、中国語、それと韓国語に対応しており、パンフレットにつきましても、英語、中国語、韓国語に対応しております。

インバウンド向けの多言語の案内看板につきましては、県の今年度、宿泊税の市町村交付金などを活用しまして、看板の設置、改修に向けて検討をしているところでございます。

いずれにしましても、限られた予算の中で最大限の効果を上げるよう、聖高原施設ではアンケートを実施し、どのような媒体から情報を得たかを都度確認しながら、効果的な広告出稿を検討しているところです。

今度も、旅行者の動向を観光DMP等を活用しながら、観光入り込み客数の増加につながる取組をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 多言語的な部分に関しては、英語、中国語、韓国語ということで、ペーパー的なものに関してはかなり進んでいるかと思います。

ただ、村内の看板等に関しましては、割と、まだ多言語的な言葉、案内に関しては、まだ不足していると思われますので、ここもしっかりと整備していただければと思いますし、先日、私も聖のほうにちょっと足を延ばしたところ、インバウンドの方、何組か、ヘラブナのほうを興味深く見ておりましたんで、そこら辺の案内等もできればなと思いますし、そのときに1つご提案なんですけど、AIチャットボットという部分がございまして、要は、多言語をしっかりと翻訳できるものを一般アナウンスできる装置、設備がございまして、このような設備の設置というものは、今お考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） すみません。私のほうでちょっと認識不足で申し訳ないんですが、そのようなものを取り入れる、現在のところは検討しておりません。

また、今後必要であれば研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 今、携帯で、割と翻訳機能がついている機械がございまして、割と手軽にいろんな多言語の会話ができるようにはなっておりますが、一般にご案内する部分に関しましても、このようなAIチャットボット等を流しながら進めていければ、麻績のよさ

も、しっかりと外国の方にも分かっていただけるのかなと思っておりますので、設置のほうに関しましては、積極的に取組をお願いいたします。

それでは、次にまいります。

観光資源、それぞれの連携とつながりという部分でお尋ねいたします。

先ほど村長からも、自然豊かな麻績村ということで言われましたが、今ホームページ上では、麻績のキャッチフレーズが、「自然あふれる曼陀羅の里」という文字で載っております。

かなりこれで、分かりにくいというような感想を持たれている方がおられるのではないかなと思っております、この曼陀羅という部分に関しては、仏や菩薩など、諸尊やその世界を一定の秩序で配置して、図像化した宗教的な世界観の図というものが曼陀羅というような説明がございました。

麻績の中で、このような仏や菩薩、諸尊等という部分に関しては、どこの部分を指しているのかお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 曼荼羅の里というような部分でこういった言葉が出てきたというのは、筑北全体の中で曼陀羅の里というような形のキャッチフレーズで、なおかつ、信濃三十三番札所の1番、2番があったりとか福満寺があったりとか、筑北地域にも、それぞれそういった仏教的、宗教的なものがあったりというような形の中で、そういった言葉が出てきているものと思われます。

そういった広域的な部分から、今は麻績村のそういった部分で活用しているというようなことでございますけれども、たしか、サンスクリット語か何かで曼荼羅というようなそういう意味だと。

また、今言われたとおり、議員さんの言われたとおり、そういった仏教的な部分が多くあるというようなことでございますけれども、やはりこの地にもそういったそういう文化という、今までの中の文化の中においては、福満寺にもございますように、薬師如来坐像から始まりまして、日光、月光菩薩、毘沙門天、不動明王というようなものがございますし、また、信濃三十三番札所の法善寺、宗善寺等々もございます。

そういった意味で、仏的という意味ではなく、そういった信仰というような地域でもあると。なおかつ、福満寺等については、山岳信仰仏教というような形の中で実施をされてきたというようなこともございますので、そういった意味で、筑北全体を曼荼羅というような形

で意義づけてきたというような今までの経緯ではないかと思います。

そういった中で麻績村においても、そういった部分プラスアルファしていく中に、そういった昔からの信仰を深めてきた、そういうものもあるというような形の中で、現在はそういった自然と曼荼羅というような形で、言葉を使わせていただいているのが実情ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） このキャッチフレーズに関しては、かなり時間が、以前のキャッチフレーズの部分かなと思います。また、今の麻績の中のキャッチフレーズを新しく考えてもよろしいかなと思います。

そこで、先ほども言われましたが、麻績の中での観光資源という部分はかなり多くあるように私は感じております。景勝地、聖湖ですとか芦澤流域、三峯山等ございますし、神社とお寺といろんな施設が麻績村の中ではございますが、なぜか、この施設自体の横の連携という部分が非常に薄いというふうに感じておりまして、そこで、麻績に来る観光客の人たちが日帰りが多いのかなと。

1つの目的のために来て、それで帰られるのが多いかなという印象も受けておりまして、そこで、各地区といいますか、地域の景勝地、建物等々を横軸で結んだようなルート案内ですとか、あとはご提案なんですけれども、ウオークラリーのなもの、クイズを入れながら、そこへ行ってクイズをして、正解をした方が麻績の里で景品を受け取り、そこでお土産を買うような、そんなような1つの企画もつくっていただければいいかなと思いますが、そのような考え方はございますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 大変すばらしい企画ではないかと思うところでございます。

いずれにしても、麻績のそういった史跡の中におきましては、今言ったとおり福満寺等もございます。それから神明宮等もございますし、また、信濃三十三番札所というようなこともございます。聖高原とか、いろいろそういった観光地もございます。

今、観光という部分については、やはり歴史、そして文化、食、またイベント、伝統工芸等々、何を取っても、今、もう観光という一つの題材になるのではないかなと考えているところでございます。

そしてまた、横の連携というのも大変すばらしいというような部分でございますし、ある程度、断片的なそういう部分でやるというような、ウオークラリー等やるということになりますといいいんですけれども、年がら年中それをやるということになりますと、それぞれの施設等について、皆さん、地域管理というようなことが大きいというような形の中においては、在住している人がいないというようなこともございますので、そういった意味では、今、村のほうへ、いろいろと福満寺を見たいとか、また神明宮を見たいというようなそういったお問合せがあれば、いろいろと観光パンフの中で、いろいろこういうものがありますよというような宣伝もさせていただいてございますし、また地域の皆さん方には、大変ご苦勞をおかけしているわけでございますけれども、説明等、また開館等をお願いしているというようなところでございます。

なかなか年間を通して、そして、誰かが常駐して、いつもオンリだよというような形になればいいわけでございますけれども、なかなかそういった部分においても、日々、観光客が来るわけでもございませんので、そういった意味では、今後、そういう横のつながりというよりも、なおかつ、麻績村の観光全体を見渡す中で、どういったルートで、どういった方向で、皆さん方が回っていただければというような、そんな部分も観光パンフの中に盛り込んでいかればいいかなと思っているところでございます。

いずれにしても、多くの皆さん方に、やはり麻績の財産でございますいろいろなそういうものを見ていただき、そしてまた、それを見ていただく方が、また多くに情報を発信していただいて、またより多くの者に来ていただくというような、そういった相乗効果が得られればいいかなと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 本当に、横展開というのが非常に大切なものと今感じておりますし、実際、麻績の中で住んでいて、村外、県外の人たちから「麻績のいいところってどこだい」と言われたときにずっと答えられる、こんなことやっている、こんなところあるよというような部分を、もう少しオープンにしてアナウンスできるような形態に、体系にしてもらえればなと思っています。

また、先ほどもちょっとウオークラリー的なものを申し上げましたが、このときに完走者に記念品みたいなもの、もしくは販売で、今麻績の中でも少しずつ出してはおりますが、缶バッジですとかメダルバッジですとか、あとポロシャツですとかTシャツですとかという部

分も一緒に提供し、もしくは販売するというような、今のところ、村内一部の人しか、今、手に入れていないような気がします、そこら辺の一般的な販売というものに関しては、製造と販売というものに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、おみぼんの関係で、シェーンガルテンのほうでTシャツ等も販売しているというようなことでございますし、缶バッジにつきましては、今70周年記念というようなことで、村民の皆さん方に配布をしているというようなことでございます。

いずれにしましても、バッジ、あるいは缶バッジ等については、すぐできるといえばできるようなものでございますので、こういった部分で、販売先でございます、強いて言えばレイクサイド館とか、またシェーンガルテンとか直売所とか、そういった店先で、そういうものが求められるというような部分も、今後は検討していかなきゃいけないかなと思っているところでございます。

いずれにしましても、お金を取って売るといような形になりますと、やはりそれなりに、しっかりとしたものをつくらなきゃならないというようなこともございます。今、缶バッジ等については、役場の職員が手作業でつくっているというようなことでございますので、さすれば、不良品もというようなことがございますので、そういった意味で、今後検討する中で、対応を図っていかなければと思っているところでございます。

いずれにしましても、そういった多くの皆さん方に来ていただいて、要するに、一つでもそういったものの多くを求めていただくと。それも観光消費につながってくる部分と、それからもう一つは、それを買っていただくことによって、また新たな情報発信ができ、また新たな者に来ていただいたときに、そういった魅力について、また店に来場いただけるというようなサイクルができるんじゃないかと思っているところでございますので、そういった部分につきましては、今後も検討させていただければと思うところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） いろんなノベルティ商品に関しては前向きなご答弁いただきました。

このような各自治体のノベルティ商品を集めておられる方が全国の中でかなりおられます。その方たちにもしっかりとアナウンスできて、麻績のよさも発信できればなと思っております。

すので、早めの対応をよろしくお願いいたします。

それでは、4番目の、今、自治体、麻績村観光が抱える課題ということでお尋ねいたします。

観光需要の回復やインバウンド、先ほども申しましたが、期待される一方で、現場では、人手不足や多言語対応、情報発信の在り方、従来の体制では、今対応し切れないという問題が各地で発生されております。結果として、自治体観光全体の成果にも影響を及ぼしかねないというのが、今、日本全国の中の観光地の大きな問題ではないかなと思っております。

特に、課題、問題点として、人手不足、多言語対応、これに関しては、どこの自治体も頭を悩ませている事例だとは思いますが、当村として、ある部分観光に特化した職員ですとか人の配置について、どのようにお考えしていますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今の観光等々においても、やはり今、議員さんが言われたとおり、今、全国的な少子高齢化というような形の中におきましては、どうしても観光のみならず、一般のいろんな事業所等においても、人材不足というようなことが言われてございます。

いずれにしましても、やはり麻績村の観光等につきましても、人材がなかなか募集しても集まらないというのが実情でございます。

しかしながら、いろんな部分でプロパー的な職員云々という部分でございますけれども、実際的には、聖高原の観光、あるいはレイクサイド館、そしてまた、シェーンガルテンおみ等々についても、やはり指定管理に出しているというような形でございますので、そういった意味で、今、聖高原のほうには、観光課というような形で観光職員がいるわけでございますけれども、なかなか専門的なというような部分になりますと、なかなか難しい部分があるんじゃないかなと思っているところでございます。

いずれにしましても、役場の職員においては浅く広くというような形の中、やはり村行政全部を知っていただく中で、村民の皆さん方の福祉向上に努めていただくというのが基本的スタンスでございますので、なかなかプロパー的なものというのは、現業以外は、プロパー的なものは大変難しいかなというような形でございます。

しかしながら、観光地に勤める者としては、それぞれ観光に対する認識、それから観光に対するPRの方法、そしてまた、麻績村のよさというものをしっかり観光客にPRできるような、そんな自分なりきの勉強は研修していただくというような、これは自己責任の中で実

施をしていただくというような形でお願いをしているところでございます。

いずれにしても、麻績村の役場の窓口に来て麻績村の観光はと言われたときに、はあ、さてというんじゃないくて、いや、麻績村にはこういった重要文化財が、神明宮もありますよ、また福満寺もありますよ。また信濃三十三番札所の宗善寺、また法善寺がありますよとか、そういった部分で、強いて言えば案内ができるような、誰でもができるような形でということで常々お願いをしているところでございます。

職員の皆さん方も、日々、自分の持つ職務に追われてというようなことで、なかなかそちらのほうまで勉強が回らないわけでございますけれども、気持ちの上では、そういった意味で常々お願いをしているというようなことでございますので、職員の皆さん方におかれましても、一步一步何となく、麻績村の観光というものについて認識を深めているんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） いろんな仕事を村職員さんに負荷するのも、今の仕事で手いっぱいかなと思ってはいけないんですけれども、実際、少ない人数で、麻績村営、行政の担い手としてやっていただかなければいけない部分があるなと思っておりませんが、1つ、もう一度ご提案なんですけど、本当に専門的な方、プロパーな方を置くということも、ひとつお考え願えればなと思っております。

実際、問題点の中では、麻績の中でもそうなんですけど、観光情報が分散しているというのが非常に大きな問題だと思っております。先ほども申しましたとおり、やはり横軸に展開するような政策が必要かなと思っております。

実際、自治体観光は、地域経済の活性化や交流人口の創出において、重要な役割を担っているというのが自治体観光でございます。人手不足、多言語対応、情報発信については、デジタル技術を活用した観光体制の構築が急がれると思われれます。

この観光事業がしっかりと進んでいければ、今、村が進めております移住定住に関しても、非常に有効な事業だと私は考えておりますので、もう一度と言うのも変なんですけど、しっかりと麻績村の観光事業というものを構築していただければと思っておりますが、最後にお聞きしますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 麻績村の観光につきましては、やはり昭和37年からスタートをしてきているというような長年の中で、やはりそれぞれの当時のトップが築き上げてきたものが、今ここに残っているというのではないかと思っております。

やはり、そういった長年の先人たちが築き上げてきたそういった観光につきまして、今後どのように、それをまだ一步発展させるかということは、後に残された者の使命だと思っております。

いずれにしても、小さな経済の自主財源の少ない村ではございますけれども、そういった中でも、やはり精いっぱい観光をする中で、その観光から、要するに相乗効果、農業、商工業等々、それから村民の皆さん方の雇用促進等、いろんな面で潤いのある観光に向けて、1歩でも近づけばというような形で今後推進をしていかなければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 本当に、麻績の観光業に関してはよろしくお願いいたします。

これが麻績の中での重要な事業だと思っておりますので、何度も申しますが、非常に大切な事業だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項2番に移させていただきます。

村内火の見やぐらについてでございます。

これは、以前、2か月、3か月くらい前ですかね、ある新聞に載りました。東筑の中の一つの村で、火の見やぐらが非常にさびていて危険だということで、倒壊のおそれもあるということで、村として解体をするという記事がございました。

そこで、私もちょっと気になりまして、村内をちょっとぐるっと回ってみました。私が確認した中では、村内では15か所の火の見やぐらがございました。まだあるかもしれません。ちょっと見落としているのはあるかもしれませんが、かなりの数が、まだ麻績の中では残っているなという印象でございます。

ただ、この火の見やぐらも、割ときれいに管理されている火の見やぐらもございますし、もうかなり放置された火の見やぐらもございます。実際、この部分の現状を今どのように見られるか、お伺いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、火の見やぐらの現状という形でお答えをいたしたいと  
思います。

まず、全国的な課題としましては、昭和中期以前に建設された鉄骨製の火の見やぐらでござ  
いますが、老朽化によりまして、維持管理が難しくなっているという形で聞いてござ  
います。

また、地震や台風によります倒壊リスク、また部材の落下、周辺の住民の皆様への安全確  
保が喫緊の課題となっておると。また、点検や塗装、補修といった維持管理コストも大きな  
財政負担となっておりまして、現在、多くの自治体が計画的な撤去または集約を進めておる  
という状況でございます。

かつて、火災をいち早く発見するための見晴らし台としまして役割を担っておりましたが、  
現在では、防災行政無線、エリアメール、各戸への戸別受信機など、より迅速かつ正確な伝  
達手段が普及しております。

本村の消防団におきまして、一部消防ホースの乾燥用として使用しておる事例はござい  
ますが、本来の目的であります火の見やぐらへ登っての打鐘などには行っていないというよう  
な状況でございます。

消防団への調査によりますと、現在、本村には計21基の火の見やぐらが設置されておりま  
して、そのうちホース乾燥用として使用しているのは3基でございます。直ちに倒壊の危険  
性のあるものはございませんが、経年劣化によりまして、著しいさび、また昇降時にぐらつ  
きが確認されるものが6基報告されてございます。

いずれにいたしましても、倒壊のリスクがあるものにつきましては、住民の安全を最優先  
に考えまして、計画的に撤去を進める方向が望ましいと考えてございます。

今後につきましては、管轄する消防団の分団とも連携を図りながら、地域の皆様のご意見  
を踏まえまして、存廃の方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 21か所ですか、大分、私も見落とした部分があるかなと思います。

回っている中でも、人家よりも低い火の見やぐらというのも何か所かあったのは記憶して  
おりまして、そのうちの6か所が、かなり危険だという部分も認識いたしました。

そこで、乾燥用に設置しているのは3か所ということがありましたが、各集落で、ランド  
マーク、目印として残っている火の見やぐらという認識はございますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） ランドマークとしての火の見やぐらの扱いにつきましてお答えをいたしたいと思います。

現在、村が主体となりまして、地域のランドマークとして維持、管理している火の見やぐらはございません。

また、先ほど要旨1で申し上げたとおり、基本方針といたしましては、老朽化に伴う倒壊リスクを排除いたしまして、住民の皆様の安全を最優先に考えた計画的な撤去を進める考えでございます。

一方で、火の見やぐらは、長年地域のシンボルとして親しまれ、また景観や歴史的価値を有している側面があることも承知はしてございます。全国的に見ましても、近代化遺産として評価、地域への愛着から保存を求める声がある一方で、耐震補強や維持管理には多額な費用がかかるというところで、また専門的な知見が必要となるため、存続のハードルが高いというような現実もあるように聞いてございます。

本村といたしましては、安全対策という大前提を踏まえつつ、地域ごとの実情やその思いに寄り添った対応が必要であると考えてございます。そのため、仮に地域で保存を希望される場合には、安全性を確保しつつ、区からの申請に基づきまして、補強や修繕等に対しまして、村の補助制度の枠組みの中で支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） なかなか難しい部分があるかと思います。

先ほどの新聞の記事では、消防団の文化継承として、半鐘を除いた上部だけドモニュメントとして残すという記事もございました。そのような部分で、実際、昔、火の見やぐらというものがあって、このような半鐘でたたいて火事を知らせる、災害を知らせたという部分の、先ほど課長が申したとおり、文化継承という部分で残していただければなと思っております。

それでは、3番目に参りますが、撤去するとした場合、この費用と期間、また既に撤去したやぐら、ございますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、撤去費用や工事期間ですね。また及び過去の撤去の実

績につきましてお答えをいたしたいと思います。

まず、直近の事例といたしましては、令和4年度に坊平区において実施をいたしました撤去工事がございます。この際の工事費が37万4,000円で、工期につきましては2日間でした。

ただし、この費用や期間につきましては、火の見やぐらの規模、または構造、あるいは設置されている場所等、要は作業の内容によって変動いたしますので、あくまで目安としてお考えをいただければと思います。

次に、過去の撤去実績についてですが、把握しております限りでございますが、5か所となっております。

今後、撤去を検討される区におかれましては、それぞれの火の見やぐらに応じた見積りや計画を立てていただく必要がございます。必要に応じまして、村の担当者まで事前にご相談をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。

なかなかの費用ですね、1基。規模にもよるとは思いますが。

そこで、自治体として撤去するのか、各地区、区から申請とするのかでございますが、村の中では消防施設等整備補助金交付要綱というものがございまして、その中で、実際撤去費用等々が明記されておりますが、ちょっと申し訳ない。先ほどの記事の中では、実際、村の新年度予算として、16基あるやぐらを、320万で2年間かけて撤去するという部分がございまして、当村としては、このように一括で撤去するのではなく、村に、自治体に、各地区から申請という手続を踏むしかないのでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、申請等々という部分になりますが、村の、要は撤去の主体という部分でお答えをしたいと思いますが、火の見やぐらの撤去につきましては、村が一律事業主体となるのではなくて、地域の実情を把握しております区からの申請に基づきまして実施してまいりたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃったように、具体的には、麻績村消防施設等整備補助金交付要綱に基づきまして、消防施設の撤去工事を補助対象として位置づけております。

区からの撤去のご相談、申請をいただいた際には、対象経費の10割以内という形で村が補助をすることで、地域の安全確保に向けた負担を軽減しまして、円滑な撤去が図られるよう支援をしてみたいと思います。いずれにしても、区からの申請という形で対応してみたいと考えてございます。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。

あくまでも、地域からの申請ということでございますね。

ただ、これも、実際把握していない区もございますので、これをまたアナウンスしてどうのこうのではないですが、一度、危ない地域の火の見やぐらに関しては、撤去はこのような方法でということ saying いただければなと思っております。

実際、全てが自治体におんぶにだっこというか、お任せになってしまいますが、火の見やぐら、一つの文化財としても残していただきながら、安全な撤去、安全な区内の部分を維持しながら進めていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員の一般質問が終了いたしました。

---

#### ◇ 宮 下 朗 君

○議長（清水 清君） 続いて、4番、宮下朗議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮下朗議員。

○4番（宮下 朗君） 4番議員の宮下朗です。

本日は2つの項目につきまして、一問一答形式で質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、聖高原別荘の現状と今後の方針について質問させていただきます。

先ほど飯森議員からもご説明ありましたが、聖高原別荘につきましても40年以上が経過いたしまして、地上権方式という麻績方式、いわゆる画期的な手法で始めました別荘開発ですけれども、コロナ禍も経まして、大変難しい時期に来ているかと思います。

この別荘に関しては、令和4年12月に、塚原議員さんのほうからご質問ありました。コロ

ナも明け、4年以上経過しましたので、改めて今後の別荘政策について幾つかお聞きしたい  
と思います。

まず最初に、現在の状況についてお伺いします。

分譲している契約者の数、また別荘の建物の数、定住者数の数等を把握している範囲でお  
教えてください。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、お答えさせていただきます。

まず総区画数は1,918区画になります。分譲契約数につきましては、6年度末559区画が、  
7年度末で536区画になりました。別荘数につきましては、6年度末357戸だったのが現在  
341戸。定住者数につきましては、こちらで把握している数、地区別の人数と、あと住民票  
がなくてもこちらにいらっしゃる方等、それとほかの地区に属している方等々いらっしゃい  
ますけれども、こちらで把握している数では30名前後というふうに認識しておりますので、  
よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 60年以上経過して、先ほどご答弁いただいた中で3分の1以下になっ  
ているという、契約者の数もその状態になっていると思うんですけども、そういう中で、  
契約解除の状況とか、あるいは地代の滞納とかという事例も出てきておりますが、この辺の  
状況はどうなっておりますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、すみません。7年度の実績の数字でお答えをさせてい  
ただきます。

7年度につきましては、更新の数が41件、そのうち更新済み25件、それと解除が8件、  
その残りが手続中となります。あと訴訟が1件となっております。7年度で、以前の更新の  
方、更新しなくて解除というものもありますので、7年度中の総解除件数というのは23件の  
解除というふうになっております。

滞納につきましては、過年度分につきましては852万5,470円、7年度の滞納につきまし  
ては今集計しておりますけれども、大体80万円弱というような金額になると思っております。  
以上です。

○議長（清水 清君） 4 番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） そういう中で訴訟という形、今年度はなかったのかな。

先ほどご説明していただいたんですけれども、法的措置というような形になっていくのは、  
どういう条件になったら訴訟まで行くんでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原課長。

○観光課長（塚原優仁君） 訴訟につきましては、条件というのは特にございませんけれども、  
こちらで把握する中で、金額、あと滞納の年数、あと折衝する中で対応していただけないよ  
うな方につきまして、こちらで判断をして、訴訟に踏み切っているような状況でございます。  
以上です。

○議長（清水 清君） 4 番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） なかなか難しい問題ではあると思うんですけれども、滞納については、  
正規に払っていらっしゃる契約権者の方との公平性ということも考えまして、できる範囲で  
厳格に対応していただきたいと思います。

それから、続きまして、地上権の地代の関係についてですけれども、昨今の物価高であり  
ますとか、除雪、道路の維持費等の高騰の問題も考えますと、地代も、改定することも視野  
に入れた検討というのにも必要になってくるんじゃないかなと思っておりますけれども、この  
辺いかなふうにお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） 要旨 3 のところでよろしいでしょうか。

○4 番（宮下 朗君） はい。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、お答えいたします。

平成24年の検討委員会にて、平成25年4月1日付で、地代を平米22円から現在の平米18  
円に変更しております。

現在の地代につきましては、前回の令和4年度の検討委員会におきまして、ほかの類似し  
た別荘地と比べて聖高原別荘地は最安値となっており、聖高原別荘地の維持管理費を見ると、  
財源の面から見ますと、これ以上の値下げをするべきではないというふうに考えられました。

また、聖高原別荘地の別荘地としての需要は減少傾向にありますけれども、令和2年から  
施行しました聖高原自然体験地事業の需要が高まっておりまして、今後さらに広報していく

ことで利用が増えるというふうに見込みまして、このような理由において、別荘地地代について据置きとして、次の改定時期までには様子を見るのが妥当というふうに判断されまして、現在の金額というふうになっております。

次回検討委員会につきましては、令和9年度に開催することになっております。今後必要な資料収集、また調査を行いまして、検討委員会において地代の見直し、据置き、見直しを検討することになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） いろいろ経費もかさむ中で、来年の改定ということで検討をしていただいて、アップの方向も視野に入れて、あまり負担も増えてくると減っていくという方向もあるかと思っておりますけれども、またしっかり検討していただきたいと思っております。

次の要旨に入らせていただきますけれども、利用されていない別荘が増える中で、既存の別荘を、村や民間に譲渡または売却するというような形で再利用するというケースも出てきているかと思われます。

また、地上権が放棄された区画が増えている中で、自然体験地とかそういうこともあるかなとは思いますが、現在の再利用の状況と今後の村としての再利用等の方針をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、こちらのほうからお答えをさせていただきます。

地上権の放棄につきましては、別荘を建築されていない地上権をお持ちの方に、こちらから地上権放棄に関してお声がけをするようなことはできませんので、権利者が所有する地上権につきましては、積極的に放棄をお願いするということとはございません。

ただ、地上権の更新時期に権利を放棄される方も増えております。放棄された地上権につきましては、再販または自然体験地ということで活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 利用され、再利用という形で、貸別荘であるとか民泊とかということも、結構出てきているんじゃないかなというふうには感じております。

そういう中で、開業とか再利用に当たっての規制というか、要綱で何か規定されているものとかいうようなことがあったりする部分はあるんでしょうかね。そういうことについてはいかがですか。

さっき、民泊について、聖高原別荘地内では、商業活動が難しいというような話も聞いておりましたけれども、その点についてはほかに規制とかありますでしょうかね。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、別荘のそういった、強いて言えば地上権の解除の場合ということになりますけれども、基本的には、別荘が建っている部分の地上権の解除においては、所有者が別荘を解体して更地にして返すというのが基本的スタンスでございます。

そういった中で、地上権につきましては個人の売買ができますので、実際的には、そういった意味で、個人的に名前が変わってくるというような部分もございます。

そしてまた、別荘等もつけてお返ししたいというようなそういった所有権者につきましては、その別荘を見る中で、今後使えるか使えないかというようなことをこちらで判断させていただいて、じゃ、そのまま残してお返しくださいとか、潰してお返しくださいというようなお話もしてございます。

そしてまた、今言われたとおり、民泊というような部分でございますけれども、先般、いろいろとお話を、議員の皆さん方にお話をさせていただいたところでございますけれども、やはり今、聖高原には宿泊施設がございません。なおかつ、新たに公共で宿泊施設を建てても、それだけ費用対効果がどうかという部分がございますし、また、強いて言えば、民間の企業によって、じゃ、そういったところにホテルを建てるかといったら、それもまたなかなか至難の業というようなこともございますので、今個人で、そういった形で別荘を活用して民泊という部分については、門を広げてあるというようなことでございますので、実質的に近隣別荘の迷惑にならないこと。また、ある程度、行為的な部分についても、周りに迷惑にならないような体制の中で民泊等をしていただくというような形で、ある程度規制を緩めてございますので、今後においては、そういった方々の、今の別荘を貸別荘にするとか、また民泊のいろんなハウスですとか、そういった意味で活用がされていければと思っているところでございます。

いずれにしても、そういった形で、今、別荘等の取り壊し等のときにつきましては、村も立ち会って、使えるか使えないかということまで検討いたしまして、その後、使えるも

のであれば、今後貸別荘にとかというような形で今検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ありがとうございます。

なかなか経済的にも、維持管理等難しい時代になってきたと思ひます。

物件によっては、倒壊危険とか危険建物があつたり、観光地上、景観上好ましくないような状況になっているのも事実だと思ひます。

そこで、今、多少説明いただきましたけれども、今後10年、20年先の聖高原別荘の姿をどのように描いているのかということを村長にお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 別荘地につきましては、都会を離れて自然豊かな環境の中で、ゆったりと過ごしたいと思ふ気持ちや、仕事から解放されて、好きなだけ趣味等に没頭したいという気持ちなどを養うセカンドハウスとして、個人別荘や会社の高原寮といった各地で以前は取組が行われていたというところでございますけれども、やはりバブルの崩壊後におきましては、人々の生活にゆとりがなくなりまして、人気エリアの別荘地以外は伸び悩みを見せておるのではないかと思ふところでございます。

聖高原の別荘販売も、なかなか今、販売というのは難しい部分もあるわけでございますけれども、自然体験地としての活用も増えてきておりますし、また聖区として、一つの区として永住されている方も大勢いらっしゃるというようなことでございます。

今後におきまして、別荘地につきましては維持してまいりたいと思ふところでございますけれども、やはり少子高齢化、人口減少していく日本におきましては、観光事業の方向性も変わっていくのではないかと思っているところでございますし、別荘地も、やはり一本松のほうから坊平までというような膨大な面積がございますけれども、やはりある程度、これだけ地上権が村のほうに返ってくるとなりますと、今後の販売等については、ある程度集約した販売ができればと思っているところでございます。

また、現代の社会の状況を見ますと、社会状況は日々変わっておりますし、DXやAIの革新的な進化によりまして、近年は1年先も見えないような状況ではないかと思っていると

ころでございます。

一時の安らぎを求め、自然等への素朴な気持ちは変わらないと思われますので、時代時代に柔軟に対応できる観光地として、そして、5年後、10年後におきましても、小規模ながら持続可能な地域の発展につながる観光地として、スリム化を図りながら邁進をしていかねばと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 民泊でありますとか貸別荘としての再利用というような形。

今、二拠点生活というんですかね。都会の方々が週末だけ二拠点に生活する。また、そこで観光と仕事を両方求めるというような、そういう生活も希望している方がいらっしやると聞きます。

そういう中で、ご提案といたしましても、今回のそういう再利用の問題でありますとか、地代の検討、そういうことも含めて、村、それから管理センター、また有識者なども交えて、ぜひ聖高原の別荘の新しい再生プログラムみたいなものを策定するような考えはありませんでしょうか、改めて村長にお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今後の別荘の方向性というものは、大変難しい部分があるんじゃないかと思うところでございますし、また、インバウンド等の、そういったオーバーツーリズムになっているような観光地につきましては、それぞれ民間資本がどんどん入ってきてというような開発も進めているというようなところでございますけれども、やはり小規模な観光地において、なかなかそういった民間資本が入るとか、また、外部からどんどん入ってくるといようなそういう部分については、大変難しいというような部分がございます。

しかしながら、小規模ながら、持続可能な観光地として末永くというような部分もございますので、そういった中におきましても、たとえ幾らかでも発展性がある取組をしていかなきゃならないというようなことでございますし、また、将来に向かって、村民の皆さん方にも、認めてもらう観光地として開発も進めていかなきゃならないというようなこともございます。

今後においては、そういった意味で、全体的なそういった有識者等々からのご意見を聞く、またアドバイスを聞くということも重要な一つだと思っているところでございますので、機

会あるときに、そういった部分につきましても、今後検討できればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 先日、管理センターさんともちよつとお話させていただいたんですが、最近、契約者数も管理数も減っていないような状態で、増えている部分もちよつと出てきているような形で、インバウンドというような形もありますけれども、興味持ってくださいる方がいるというのも事実だと思ひます。

関係人口を増やして、持続可能な別荘地にしていくためにも、ぜひいろいろな検討をしていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問事項に移らせていただきます。

これもちよつと関連したような形なんですけれども、空き家・空き店舗を利用した創業支援ということでお伺ひしたいと思ひます。

令和の初めの頃より、空き家、空き店舗を利用した飲食店でありますとか、民泊とかいった形態の開業が何件か出てきております。今後も、開業を予定している物件等を把握している中でお聞きしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思ひます。

現在のところ、1件相談を受けてございます。今後、開業に向けて準備を進めていきたいということを伺っております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 今まで企業に対して支援した実績とかいう形はありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 村内で空き店舗を活用して飲食店を開業するに当たりまして、補助金の活用という形の中で2件の支援を行ってきております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） そういった中で、いろんな形の支援というような形もあると思うんですけれども、ここでちょっと個々にお聞きしたいことがあるんですけれども、昨年、A コープの隣で空き店舗になった物件を村が取得して、ただいま改装中ということなんですけれども、この質問、後で中村議員さんのほうからありますので、私のほうからは、施設の運営の方法と、運営主体を誰が行うのかということについてだけちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、この運営、どうやって運営形態するのか、それと、誰がやるということの選定をどのような方法で行うかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

今現在も、厨房施設を備えた飲食店ということで今までも来ておりますので、今回も、その厨房施設の整備をする中で、飲食店として活用していただくという予定にしております。

方法につきましては現在検討中でございますけれども、賃貸で貸し出す方向で考えております。賃貸の金額でありますとか、どういう方を募集対象にするのか、それと時期等、業態につきましては、今現在検討中というところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4 番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） それと、賃貸で飲食店ということだけは決まっているという形で、その細かいところはまだ全然決まっていない。

どの程度の期間で契約するとか、お試しとか、シェアキッチン的に細かい単位で変わっていくとか、そういうことも全然決まっていないとか、考えていないということですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

今現在、賃貸で貸せる方向で検討しております。お貸しする期間であるとかという部分につきましても、今現在、現段階では検討中ということでございます。

貸し出す方法、議員おっしゃるとおり、いろんな方法があります。シェアキッチンだとかチャレンジショップというような形態もございますけれども、基本的には、貸出し方向ということで今現在進めておりますが、詳細につきましては今検討しております。8 月末ぐらいまでには建物もできるということもございますので、それまでの間に内部で検討してまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） そういうことになると、もう開業も、すぐ開業するという形になるということではよろしいでしょうかね。

そういう中で、それでは、やっぱり選考方法なんですけれども、先ほど、前々回の一般質問で私やらせていただいたんですけれども、指定管理も絡めて、そういう契約、大峠のこともありましたし、直売所の関係もありましたけれども、その管理者指定するに当たりまして、その選考委員会が行政の中だけじゃなくて外部の方も入れる、有識者なり村民の方とかそういう入れる中で、いろんな意見を集約した中でやっていただかないと、やっぱり今回も、取得から改修までかなりの高額な予算かかっておりますので、なかなか村民の理解、得にくい部分もあるかと思っておりますので、ぜひ外部の有識者、村民等も入れた中でそういう選考方法、また要綱まで検討していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それから、次にですけれども、今後、空き店舗、空き家の活用ということで、やっぱり元の持ち主が、空き家も一緒なんですけれども、どうしても財産とか家財とかが残っていて、なかなか貸してくれないという部分もありまして、空き家については、空き家登録ができていれば、片づけ補助も20万から30万かな、あるというふうにホームページにも載っているんですけれども、空き店舗につきましても、片づけ補助、また改修補助、拡張をしてもらえないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、実施しております空き家の改修、それから片づけに係る補助制度につきましては、あくまでも空き家を居住の用に供すること、それを目的としておりますので、それを店舗とか事業所として活用するための改修につきましては、現在の制度は対象としておりません。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ぜひ空き店舗のほうまで広げていただきたいと思っておりますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 空き家の活用につきましては、二百三十数件というような麻績村の中にありまして、それにつきましても、やはり空き家情報のほうへ載せていただいて、そしてまた、それを買うというような場合に、中の片づけ等について、地主さん、どちらもそうなんですけれども、補助金を出すというような状況でございます。

空き店舗につきましては、あくまでも営業というような形で、今後も設けようというような形の中で実施をしていくというような形でございますので、実際的には、今、要綱からはちょっと外れているというようなところでございます。

今後、そういった意味で、地域活性化に向けたそういう空き店舗の活用というような部分につきましては、今後検討の余地はあるわけでございますけれども、現在のところは考えていないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 全国を見回しますと、麻績村より人口規模の小さい村でありましても、ふるさと納税の返礼品の代わりにガバメントクラウドファンディングを使って、商店街の空き店舗再生や新規起業者の誘致の資金を集めて、あまり村の資金も使わなくて、空き店舗を再利用しているという成功事例が多数あります。

当村においても、先ほど空き店舗の利用で課長からご説明ありましたけれども、チャレンジショップでありますとかシェアキッチンの利用などもあります。先ほど別荘のところでもちょっと申し上げましたけれども、週末だけ起業する週末起業というようなそういう事例も出てきていると聞きます。

ぜひ麻績村で店を開きたいなというような若者でありますとか、協力隊のOBでありますとか、6次産業を求めている都会の方とか、そういう者の挑戦する場としてクラウドファンディング等を立ち上げて、村の財政負担は抑えた形で創業支援や商店街の再生を行うべきではないかと思っておりますけれども、この辺、そういう各種補助金等も利用して、創業支援また商店街再生というような考えはありませんでしょうか、村長に伺いたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなか商店街の再生という部分につきましても、今言われたとおり、やろうという気力のある方がいなければなかなかそれは難しいと。

村が、やはり整備をして、じゃ、誰かがやってくださいといっても、なかなかそれでやっていくというような、そういった気力のある方でないと思っています。

先ほどの店舗A・コープの前の施設につきましても、選考委員というような活用をいただいたわけですが、あくまでも、もう賃貸という部分が強いです。ですので、実際的には、何年ということではなくて持続可能な限り実施をしていただく。そして、本人ももうけていただく、そして、また家賃も頂くというような、そういったスタンスで行かれるのが一番いいんじゃないかと思っています。

また、小さな産業づくりというような形の中におきましては、ちょっと団体でというような、3名以上の団体でというような形でございますけれども、そういった部分につきましては、改造費とか、いろいろそういった補助事業もございまして、強いて言えば、団体で事業を起こすというような部分、それから、今まで補助金出した中にも、団体というか少人数ですね、事業をやりたいというようなことで、そちらのほうへ補助を出した経緯もございします。

いろいろな部分で、今後そういった事業を実施する前に村のほうへご相談をいただければ、いろいろな事業があるのではないかと思いますし、また中には、県外から来て麻績村で事業を起こすということになると、国・県等のそういった補助事業もございまして、いろいろと出てくると思われます。

今後、本当に商店街の活性化というような部分でございしますが、やはりそこに住む商工業の皆さん方がやろうという気持ちにならないと、村ばかり先走ってやりました、あと誰も引き継ぐ者がいませんというような形になりますので、ぜひとも商工業の皆さん方に元気を出していただければ、村のほうもそれなりに、国なり、また県の補助、また村の補助等も考える中で、地域活性化に向けた事業の取組に進んでいかれると思っています。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ありがとうございます。

応援をいただいたということですが、1つ提案というかお話ですが、今回、駅前ですべて完成すると思うんですが、あの複合施設ができます。そういった駅前の複合施設を拠点として、ハブ拠点として、そこから空き店舗に人が流れるようなそういう仕組みづくりという形で、例えば、さっきのキャッチフレーズの話じゃないですけど、最

も手軽に自分の店が持てる村とか、日本一起業がしやすい村とか、そういったことをキャッチフレーズに、今のことですので、そういうSNS等を使って募集をするという形もあるんじゃないかなと。

そういう週末は別荘で過ごして、同時に週末だけ店やるというような形で、関係人口を増やすというような取組も可能なんではないかというような、ピンチですけどもチャンスの部分があるんじゃないかと考えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきますけれども、公立学校の情報機器整備事業に係る各種計画についてということで質問をさせていただきます。

令和2年5月に、文科省より通知されました第1次GIGAスクール構想に基づいて、村内の小・中学校でも、1人1台の端末が配備され活用されてきたと思います。令和6年1月には、第2次GIGAスクール構想で公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱が制定されまして、各都道府県で基金によりまして、児童・生徒、それから指導者用に端末が共同調達されたと聞きます。

現在の、昨年度からの整備状況と今後の更新計画はどうなっているかお聞きしたいと思います。

また、1人1台ということで、端末も家に持って帰っているような形もあるかなと思うんですけども、そこら辺の児童・生徒宅でのWi-Fi環境等は整っているかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長さん。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃりますとおり、現在、学校で利用しております端末、タブレットであります。が、昨年度更新したものとなっております。

更新計画ということでありますが、国のほうでは、端末を5年ごとに更新していくことを予定しております。その5年をめぐに国の交付金も事業化されていることから、当村に限らず、国庫交付金を当てにしまして、5年ごとに更新していく市町村が多いだろうと想像をするところです。

昨年度、当村で更新したタブレットであります。が、小・中学校合わせて、OSをクロームブックに統一をいたしました。合わせて144台購入をしているところでございます。

2期目のGIGAスクール、NEXTGIGAと呼ばれておりましたが、そちらのGIGA

Aスクールの特徴としまして、予備機を15%余計に購入できる、台数を多く購入できるといったところが特徴でありまして、余計にという言い方もあれですね、15%予備費として購入できるというのが特徴でありまして、端末トラブル等が生じた際に、すぐに別の端末が利用できるといった配慮がされたものでございます。

児童・生徒宅の通信環境ということで質問であります。こちらについては、改めて家庭に調査は行っておりませんが、小学校入学の際に、オンライン学習などの必要がありますといった旨の説明を教育委員会からさせていただいているところでありまして、学校のほうに確認をしても、特段、家庭学習で困っているといった声は聞かれていないということでお返事をいただいております。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ありがとうございます。

個人宅については、この後、山口議員さんのほうからも、持ち帰りのことは多少質問あると思いますので、私はこのくらいにしたいんですけども、クロームブック、私、以前の一般質問で、小学校がiPad、中学がウィンドウズというような形はどうなのかって、同じにならないのというような質問をさせていただく中で、今回、クロームOSということで統一されたということで、その点に関してはよかったかなというふうに思っているんですけども、長野県というか近隣市町村でも、大体クロームブックで統一されているということですかね。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 議員おっしゃられるとおり、長野県下、ウィンドウズ端末を選ばれた学校につきましては、共同購入をされた市町村では見受けられておりません。

クロームブックとiPadをOSとして選ばれている。その中でもクロームブック、共同調達の中では、クロームブックを選んでいる市町村が圧倒的多数だったと認識をしております。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ありがとうございます。

GIGAスクールの端末の導入という形の中で、1人1台という形になっているんですけ

れども、6年が経過しまして、ICTの活用によって、児童・生徒さんたちの学力や学習意欲が変わってきたというか、そういう事例がありましたら、ぜひちょっと把握している範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 今回、このご質問をいただきまして学校に様子を伺ったところですが、残念ながら明確な回答は得られなかったのが実情でありました。

メリット、デメリットが混在する中、どちらがいいとは一概には言えないが、ICT社会全盛の今、学校でICTが使われることは必然だという回答をいただいております。

その中でも、紙に書く、書き写すといった作業に負担を感じる児童、小学校のほうでは一定数見られるというところでありましたが、そういった児童にとってタブレットでの学習は、心理的な抵抗感を和らげている一面もあるかもしれないといった回答をいただいております。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） どのように利用しているかという報告とか、そういう具体的な事例とかいったものは、もう少し何か伝わってくるものはあるのでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） タブレットならではのところではありますが、プレゼンテーションなど、そういったところについては、我々、教科書で学んできた人間からは、なかったところだと認識をしております。

あと、漢字の書き順についても、タブレットであれば、実際に書き順が1画ずつ動いて学べるところが特徴的なのかなというところで、そういったアナログ、教科書にはないデジタルのよさがあるのかなと、個人的に思っているところであります。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） いろんな活用はあるかと思うんですけれども、一番ちょっと心配していることというのがありまして、やっぱり大分昨今になりまして、いろいろAI関係もありますけれども、どうしても教職員の間で技術的な知識とかスキルの差があって、学年間でありましてとか小・中学校の間で、教育に対して差ができてくるんじゃないかと。その取組とか

そういう効果でも、差が出てくるんじゃないかなということが懸念される部分があるかと思っています。

そういった中で、その教職員さんに対するサポート体制というのは十分になっているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） こちらも学校からのニーズを受けまして、我々教育委員会でも I C T 支援員の配置について、塩尻市の振興公社に依頼をしているところであります。

I C T 支援員による研修のほかに、学校の情報の研究主任によります I C T 機器を活用した授業づくり、また関連図書の充実を図るなど、教師側の得意不得意はあるかもしれませんが、格差が生じるといったほどのことは考えておりません。

以上です。

○議長（清水 清君） 4 番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） もう一つの部分なんですけれども、全国学力テストですか。

これについてもオンラインで実施するというような、もう一部始まっているような状況で、これからはタブレット等を使った全国一斉学力テストという状態になるかなという報道なんですけれども、ネットワーク機器でありますとか、それからインターネットの回線の不具合とか、そういうことの対応のためのメンテナンス等もやっていただきたいんですけれども、そのメンテナンス回線も、同じくそういう依頼されている形でしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 学力テストに関しては、ちょっとなかなか我々側の課題というか、文科省側の課題が、本年度は見受けられたかなと思っているところであります。

ふだんの I C T、校内の情報環境、通信環境であります、N E X T G I G A を導入する際、2 期の G I G A に入る際に、校内のアセスメント、情報のアセスメントについて確認をしております。その中で不足が生じていないという結果が出ておりまして、校内環境の通信環境については、不足は生じていないという認識をしております。

議員おっしゃるとおり、全国学力テスト、これから全てがインターネットを通じて行われる予定としておりますが、そこにはちょっとまだ、本年度の中学校からの聞き取りなどを見ると、我々現地側ではなくて、全国一斉にということになると、ちょっと課題が大きいとこ

ろなのかなと不安視しているところではあります。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 今ご説明ありましたとおり、結構そういうトラブル等が一部発生したというような話も、通信状況が悪くなってテストができなくなるというような事例もあるようですので、ぜひ厳格に対応していただきたいと思います。

次ですけれども、学力の向上とか不登校児童へのサポートでありますとか、授業時間の短縮など、これは教職員の負担軽減というか、あれもあると思うんですけれども、ICT導入したからこそできた事例とかありますでしょうか。

以前、コロナ禍の中では、オンライン授業みたいな形で、登校していない方、また不登校の方にも、オンラインで授業を対応していたというような事例もあったと記憶しているんですけれども、その辺、現在の教育的な成果とかそういうことはありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、学校からの回答をここで申し上げたいと思います。

調べる学習、調べる活動について圧倒的なスピードアップが図られた。こちら、国語科等の事例となります。

国語科の意味調べ等におきまして、従来の辞書検索に代わりインターネットを活用することで、検索時間を大幅に短縮できていると。以前は、1人で全ての言葉を調べることが時間的に難しく分担して行っていた活動も、現在は、一人一人が短時間で全ての意味を調べることが可能になりました。これにより、個人の語彙力であったり、理解を深める時間を十分確保できているといったところであります。

続いて2点目であります。

情報収集の幅の拡大と効率化ということで、総合的な学習の時間の事例であります。調べ学習におきまして、図書室の資料数によります制限がなくなって、クラス全員が一斉に膨大な情報へアクセスできるようになりました。

これまで1時間を要していた情報収集が、早ければ10分程度で完了するケースもあり、より多角的で新鮮な情報を効率的に集めることが可能となっています。ただし、その反面、その情報が正しいかどうか、そちらをうのみにしない構えも必要だということで意見をいただいております。

続いて、3点目。

作成から表現や対話、時間へのシフトということで、先ほどのスライドというか、プレゼンテーションにもつながるところになりますが、キャンバやグーグルスライドなどの活用によって、提示資料の質が向上しただけでなく、編集時間の短縮も実現している。

その結果、資料作成に費やしていた時間を、発表の練習であったり、友だちとの意見交換、情報共有といった、本来、学習で注力すべき表現力の育成に時間を充てられるようになったと、前向きな回答をいただいております。

I C Tの活用は、授業の各工程をスムーズにするだけでなく、子供たちが思考や表現を深めるための貴重な時間を創出するという点で、高い効果を上げていると回答をいただいております。

コロナ禍のオンライン学習であります、あの当時は登校停止措置が取られていて、やむなくオンラインに取り組んでいたところでもありますので、現在については、そこまでの取組は見られていないというところでございます。付け加えて、ご回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） いろんな取組なされているようで、これからも有効な使用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、1点、近隣の市町村におきましては、A Iドリルという形で、いわゆる生成A Iを使用して、児童・生徒の個別に最適化した問題を出したり、そういった授業を行ったり、教職員の働き方改革に役立てているという学校が増えていると聞きます。

そこで、当村でも、生成A Iの導入に対してどのように考えているか、教育長にお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） 生成A Iの導入についてのご質問でございます。

実際に今、いろいろなところで生成A Iが使われて、それを利用していくというようなことが、もう本当に日常的になってきているかなというふうに思ひます。

学校教育現場におきましては、現在、その導入につきまして、いろいろな研究がなされているところでもありますので、そこら辺の動向等を見ながら、メリット、デメリットがたくさんあるかなというふうに思ひますので、その動向を見させていただきながら、小さな村であ

りますので、子供たちの影響も大きいかなというふうに思いますので、そんな形で進めてい  
かれればなというふうに思っているところでございます。

そんな状況で、今のところは状況を注視しているというところでございます。この質問も、  
生成A Iに聞いたわけではございませんので、ご安心ください。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ありがとうございます。

この問題については、大変いろいろ難しい問題あるかと思います。近隣市町村でも、なか  
なか足並みそろっていないような中ではあるかと思います。

ただ、もうこれは時代の流れとして、もう利用せざるを得ないというか、そういう当たり  
前のスキルになってくるんじゃないかと思うので、これから麻績村の児童・生徒が、高校生、  
社会人となっていったときに格差ができないように、ぜひメリット、デメリット、また危険  
性も十分教育していただいて、あまり格差が起きないように、ぜひよろしくお願いしたいと  
思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は11時といたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（清水 清君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

◇ 山 口 利 江 君

○議長（清水 清君） 5番、山口利江議員の一般質問を許可いたします。

5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） 5 番、山口利江です。よろしくお願いします。

事前に通告いたしました3項目、放課後児童クラブへのW i - F i 環境整備について、放課後児童クラブへのコドモン導入について、健康カレンダーの見やすさ改善について、一問一答でのご答弁をよろしくお願いします。

まず最初に、放課後児童クラブへのW i - F i 環境整備についてお伺いします。

近年、小学校の宿題において、インターネット環境を必要とするものが増加しています。しかし、麻績村の放課後児童クラブへのW i - F i 環境が整備されておらず、子供たちが利用中に宿題を完了できない状況が生じています。

放課後児童クラブに通うお子さんをお持ちの保護者の方々から、次のようなご意見をいただいております。最近の宿題は、ネット環境がないとできないものが増えてきている。でも、児童クラブにはW i - F i がないので、クラブにいる間に宿題ができない。うちの子は、児童クラブの後に習い事があります。帰宅が夜遅くなってから宿題を始めなければならず、就寝時間がどんどん遅くなっていますなど、切実な声が届いています。

こうした実態について、村として現状をどのように把握し、どのような問題意識をお持ちでしょうか。放課後児童クラブについて、インターネット環境を必要とする宿題が増加していることについて、村はどのように認識されていますか、お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ふだんの児童クラブの子供たちの宿題の取組を見ておりますと、それほど増加しているなと認識は、実際にはしておりません。

今回の質問を受けまして、改めて小学校に状況を確認をしてみました。小学校の高学年になるにつれて、ネット環境を要する宿題の出され方があるということでありましたが、頻度はそれほど高くないといった状況でありました。

保護者さんおっしゃられるところは、想像になりますが、タブレットを用いないとできない宿題については、それほど多くないと思うんですけれども、今日の宿題がどうだ、どこが出ているという、認識するのには、タブレット、連絡帳を見る必要があるのかなと思うところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） おっしゃられるとおり、宿題を、どこの宿題か分からないというときに、タブレットを開いてから、そこからの宿題になるみたいで、まずどこの宿題だかというものの最初の時点というのものもあるみたいです。

午後 9 時以降はタブレットが開けない設定になっているみたいで、インターネットを利用する宿題が残っている場合、結果として宿題を終えられないまま翌日を迎えるというケースがあるみたいです。このような状況は、保護者の負担だけではなく、子供たちの学習機会にも影響を与えていると考えますが、どのように認識されていますか、お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 先ほどの答弁とかぶるところがございますが、学校側のほうでは、それほど、タブレットを使わないと宿題が達成できないということは、実際には、そう数多く出していないというところでありました。

実際に、児童クラブに関しても、W i - F i が届く、届かないという問題は実際にあるんですが、我々としましても、現在の環境をよしとしているわけではございませんので、今後、そういった通信環境の導入に向けて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） ありがとうございます。

放課後児童クラブ施設に W i - F i などのインターネット環境の整備が進んでいない主な理由を課題としてお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） こちらは、費用対効果の見極めといった点が一番の理由となります。導入後のランニングコストについては村の経常経費となりますので、必要性の有無、導入メリットなどを含めて検討している状況ということでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） ありがとうございます。

G I G A スクール構想により、学校はタブレット端末が整備されて、デジタルを活用した

学習が進んでいます。しかし、この放課後児童クラブではネット環境がなく、そのタブレットが十分に活用できないという矛盾が生じています。この点について、村としてどのようなお考えですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 要旨3でよろしいでしょうか。

W i - F i の導入に向けたということで、具体的な方針ではありますが、現在、こちらのほうでも検討はしているところでありますが、現状、方針が出せるほど煮詰まってきた状況ではございません。

子供たちの安全面から、次の質問のほうにも少しかぶる点がありますが、児童クラブの入退室管理など、システム化の導入を図ることも検討しているところがございます。それについて、併せてW i - F i 化、W i - F i がどうしてもシステム導入には必要になりますので、そちらの面と併せて導入を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） ありがとうございます。

本日の質問を通じて、放課後児童クラブにおけるW i - F i 環境整備の必要性について、改めてご認識いただけたと思います。学校ではデジタル、放課後ではアナログという矛盾を解消し、全ての子供が平等に学べる環境をつくることは、村の責務であると考えます。保護者の方々の切実な声に応えるにも、早期のW i - F i 環境整備の実現を強く求めます。よろしくお願いします。

では、次に、放課後児童クラブ、そのままコドモン導入のほうに、お伺いします。

放課後児童クラブは、子供たちが安全に放課後を過ごすため、大切な居場所であると同時に、保護者が安心して働き、生活しているための重要な基盤でもあります。その中で、保護者にとって大きな不安となるのが、学校が終わった後、子供が本当に児童クラブへ行ったかどうか、すぐには分からないということです。

児童クラブへ行っているものと思っていたら、そのまま自宅へ帰ってきていたという声は実際にあります。こうしたことが一度でもあると、保護者は、今日はちゃんと児童クラブへ行ったのだろうか、今どこにいるのだろうか、と、大きな不安を抱えることになります。これは決して特別なケースではなく、子供の所在が見えない時間が存在していること自体が課題

であると考えます。そこで、まずお伺いします。

現在、児童クラブでは、児童の登所確認はどのような方法で行われているのか、また、無断で来所していない場合や、想定と異なる行動があった場合、どのような対応フローとなっているのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 議員おっしゃられるとおり、現在は、利用日、入退室なども手書きで行うアナログ管理となっています。年間利用の子が休む場合であったり、一時利用の子が利用する場合など、電話で保護者から事前に、我々であったり、現場の児童クラブのところに電話でご連絡をいただくようになっております。

こちらの質問を受けまして、私も過去の、お子様が利用予定だったんだけど、実際にはうちに帰っていたということの事例があったと、そういった事例、確認をいたしました。

現状は、まず学校に登校したか、しないかを確認して、実際登校していたということが分かれば、最近では、家庭まで迎えに行った事例も確認はされています。そちらにつきましては、お子様が1年生で、まだ児童クラブの利用が慣れていなかったケースが見受けられましたので、そういった1年生については、1年生の学校の担任の先生と連携を取りながら、児童クラブに慣れるまで連れてくるというような対応も取らせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） ありがとうございます。

現状の運用は、職員の目視確認や電話連絡など、いわゆる人の手に依存した仕組みが中心となっていると推察します。しかしながら、この方法では、確認漏れや連絡の遅れといったヒューマンエラーのリスク、保護者がリアルタイムで状況を把握できない不透明さ、職員の業務負担の増大といった課題が避けられません。

特に安全管理という観点においては、問題が起きてから対応するのではなく、起きない仕組みづくりが重要であると考えます。そこで提案させていただきますのが、コドモンなどのICTシステムの導入です。

このようなシステムでは、児童の登所、退所をデジタルで記録、打刻と同時に保護者への自動通知、欠席や遅刻の連絡をアプリで完結といった機能があり、来ているのか分からない

という不安を即時に解決することが可能となります。

また、電話対応や紙での管理が削減されることで、職員が子供と向き合う時間を確保できるという点でも非常に有効です。そこでお伺いします。

I C Tを活用した児童の登所管理について、どのような認識をお持ちでしょうか、お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 先ほど申し上げましたが、保育園に続いて、児童クラブの I C T 化も、教育委員会では検討をしているところでございます。

議員おっしゃるとおり、コドモンについては、保育士並びに保護者からも好評をいただいているシステムでありまして、導入に際しましてのイニシャルコストがかからないという特徴がございます。

しかしながら、そういったメリットもありながら、ランニングコストが少し、現状、費用が高いかなと思うところもございますので、そちらのところ、費用対効果を含めまして、検討させていただいているところでございます。

保育園ほどの利用を想定しなければ、もう少し安価なものでもいいのかなというところがありますが、システムをそろえるメリットは、保護者にもメリットあると思いますので、そちらも含めて検討をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、I C Tの導入に当たっては、W i - F i 環境に加えて、タブレットなど、何かしらの端末が現場でも必要となりますが、第1期のG I G Aスクールで利用した i P a d、タブレットの再利用を今、検討して、作業を進めているところでありますので、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） ありがとうございます。

考えていただいているようなので、早期に導入していただきたいなと思います。

ちょっと、移動中の安否確認の空白時間について、現在どのような対策を取っているのかお聞きします。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 安全・安心対策ということではありますが、指導員の適正な人員配置に加えまして、利用児の入室、退室の確認といったところが主な安全対策となります。

指導員につきましては、児童クラブの支援員として必要な講習を受講し、認定を受けた支援員が現在2名、その他、1名臨時職員を配置しております。長期休みなど、開設時間が長いときは、臨時職員1名に加えて、我々職員が入る場合もございます。

さき程も申し上げましたが、1年生など、児童クラブの利用が定着されていないお子様などに関しましては、小学校の担任と連携を取るなどし、お子様の安全な預かり、引渡しに努めているところでございます。

お子様を安全に預かるに当たりましては、学校、保護者、我々の連携、非常に重要だと感じておりますので、そちらの連携がより緊密に図れるようになればと思っているところであります。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） ありがとうございます。

I C T導入により、登退室の通知が保護者に届くことで、不審者対応や事故の早期発見にもつながると考えています。子供の安全確保の観点からも、I C T導入は有効と思います。大切なのは、ただ預かることだけではなく、子供が無事に到着したことが分かり、保護者が安心できることです。子供の安全確認が見える化、保護者の不安軽減、そして現場負担の軽減のために、I C Tシステム導入について、早期導入を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に、健康カレンダーの見やすさ改善についてお伺いします。

現在、村では健康カレンダーが全戸配布されております。健診日程、予防接種、ごみ収集日、事業、行事など、住民生活に密着した情報が掲載されており、特に高齢者世帯にとっては、毎日確認する重要な情報媒体となっております。

しかし、その一方で、地域の皆様から、文字が小さくて読みにくい、遠くから見えない、予定を書き込む欄が狭いなどの声をいただいております。高齢化率も高く、行政からの情報提供について、高齢者に見やすいことが非常に重要であると考えます。

健康カレンダーについて、村として、どのような役割、目的を持つものとして位置づけているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるように、健康カレンダーにつきましては、健康増進事業における健康教育の一環として健康カレンダーを作成し、配布しておるところです。村で行う各種健診、予防接種、相談事業などの予定、また、健康に関する一口メモなどを掲載し、啓発する資料となっております。同時に、ごみの収集日や村の行事予定などのお知らせにも活用しているところでございます。

以上になります。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） ありがとうございます。

住民生活を支える重要な情報媒体であるという認識は、私も同じです。だからこそ、私は、情報量だけではなく、見やすさが極めて重要であると考えています。次回以降の健康カレンダーについて、現在より一回り大きいサイズへの変更を検討できないでしょうか。

例えば文字サイズを大きくする、余白を広くする、予定を書き込みやすくするなど、少し改善でも、高齢者にとっては大きな違いになります。サイズ拡大やレイアウト改善について、検討する考えはあるのかをお伺いします。お願いします。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えをいたします。

現在は、1 か月でA 4 サイズ、見開きで、二月分でA 3 サイズとなっております。各ご家庭で掲示していただいている場所は様々かと思いますが、ほかのカレンダーをかけたりの兼ね合いからも、現在のサイズが取扱いしやすいというお声もいただいたことがございます。

より見やすくという要望が多くあるようでしたら、文字の大きさなどについては研究させていただきたいと考えておりますけれども、サイズについては、現状のサイズが掲示しやすいということもありますので、現状のサイズで考えてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） サイズはそのまま、文字をもう少し大きくして、余白を少し広くしてもらいたいと思います。

健康カレンダーは、単なる配布物ではなくて、住民を支える毎日使う行政サービスなので、

費用対効果は見込めると考えますが、どのように認識されていますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 健康カレンダーの経費としますと、1冊当たりの用紙枚数が大きく影響してまいります。言われたとおり、サイズを拡大して枚数が増えたりしますと、その経費も増えるということもあろうかと思いますので、今までの見慣れた形式が、費用対効果からもよろしいのではないかと考えておるところでございます。

今後につきましても、住民の皆さんからの声を聞きながら、見やすく、内容の濃いカレンダーとして充実してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） ありがとうございます。

全世代に優しい情報提供という観点から、単なる予定表ではなく、生活を支える情報源でもあります。だからこそ、情報を載せるだけではなくて、見えること、分かりやすいこと、使いやすいことが非常に重要であります。

高齢化が進む村だからこそ、高齢者目線に立った優しい行政情報づくりをさらに進めていただきたいと思います。ぜひ次回作成時には、実際に利用される住民の声を十分反映し、より見やすく、使いやすい健康カレンダーの改善を前向きに検討していただくことを期待し、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員の一般質問が終了いたしました。

6番、塚原利彦議員に、一般質問をする前にご相談申し上げます。

質問の途中で昼食休憩を絡みますが、よろしいでしょうか。

---

#### ◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（清水 清君） それでは、6番、塚原議員の一般質問を許可いたします。

6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 6番、塚原利彦です。

通告に基づいて4点質問をいたします。

1点目は、住民税非課税世帯等の現状や支援について、2点目は、麻績城山の整備と今後の生かし方について、3点目は、第10期介護保険計画について、そして、最後、4点目は、国政の動向と村政への関連についてということでお聞きをしたいと思います。

では、まず1番目ですけれども、住民税非課税世帯の現状や支援ということでお聞きします。

住民税非課税世帯というのは、世帯全員の前年度中の所得が一定基準以下であり、市区町村に納める住民税が課税されない世帯で、近年は増加傾向にあり、厚労省のデータでは、全世帯の24%、1,300万世帯に上ると推計されているようです。

世代別での割合は、やはり65歳以上の高齢者世帯に多い傾向ですけれども、近年は、若年層やひとり親世帯などでも多くなっているというようなことだそうです。そこでお聞きをしたいと思います。

要旨1ですけれども、当村での住民税非課税世帯の年代別の状況と近年の推移、この辺はどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、住民税非課税世帯の年代別状況と近年の推移という形でお答えをいたします。

まず、住民税非課税世帯の総数でございますが、令和3年度、406世帯、途中の年度は抜かせていただきまして、令和7年度には323世帯と、83世帯減少してございます。

次に、住民税非課税世帯の年代別人数の推移を申し上げたいと思います。これにつきましても、令和3年度と令和7年度という形で申し上げたいと思います。ゼロ歳から19歳、令和3年度が33人、令和7年度、20人、マイナス13人。20歳代が、令和3年度、10人、令和7年度、7人、マイナス3人。30歳代、令和3年度、11人、令和7年度、9人、マイナス2人ですね。

続きまして、40歳代でございますが、令和3年度、23人、令和7年度、16人、マイナス7人。50歳代、令和3年度、32人、令和7年度、35人、プラス3人。60歳代、令和3年度、33人、令和7年度、44人、プラス11人。70歳代、令和3年度、111人、令和7年度、109人、マイナス2人でございます。

80歳代、令和3年度、121人、令和7年度、109人、マイナス12人。

続きまして、90歳代でございますが、令和3年度、154人、令和7年度、91人、マイナス63人。100歳以上、令和3年度、49人、令和7年度、12人、マイナス37人という形でございます。

全体といたしましては、合計で125人の減少となっております。

若年層から高齢層にかけて全体的に減少傾向ではございますが、一方で、50歳代、60歳代につきましては、各年度において、変動はございますが、微増、または増加傾向が見受けられます。この数値の変化につきましては、村全体の人口の推移や高齢化の状況を反映した結果ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、詳しく年代別にお示しいただきました。

それで、高齢世帯に多いわけですが、若年世帯といいますか、若い働く世帯の方もあるということなんですが、高齢者世帯以外での住民税非課税世帯、比較的若い世代ですかね、ちょっと私があまりしっかりその辺認識していなくていけないんですが、一旦非課税世帯になった後に、ずっとそれが続いている、そのままという世帯が多いのか、あるいは、就労とか、そういうことで非課税世帯でなくなった世帯というのものもあるのかどうか、そのあたりはどんな感じなのでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 詳しいデータを集計したわけではございませんが、やはり各年度で、初めは非課税世帯という形でなったわけですが、その後も、更正がかかって非課税世帯から抜けたというような世帯もあるというような形で聞いてございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） その辺の詳しいデータというのは、ちょっとないかもしれませんが、近年、とにかく若い世代で増えているというようなことのようにです。ひとり親世帯、それから非正規労働者世帯、こういうところでの生活困窮状況というのは、かなり深刻になってきていると、全国的に増加しているというようなふうなことをお聞きします。

そこで、要旨2ということをお聞きをしますけれども、当村において、非課税世帯の皆さん、役場に対して、どんな相談といいますか、そういったこと、要望とかを役場のほうで聞

かれているかと思いますが、どんな相談や要望があるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、私のほうでお答えいたします。

生活困窮を含む各種の相談につきましては、社会福祉協議会の実施する心配事相談ですとか、人権擁護委員さんの行っている人権なんでも相談、また、民生委員さんの活動などを通じて、あるいは、村へ直接寄せられているところでございます。

中でも生活困窮などに関わる相談につきましては、健康状態ですとか、就労関係、生活環境など、様々な要因が重なって困窮しているという状況がうかがえております。実際そういった相談があった際には、県の就労支援センター、まいさぽと連携し、自立相談支援ですとか、住居の確保の支援、また、家計の改善の支援、また、一時生計支援などの施策につなげているというような状況でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えいただきました。

それで、今、相談が民生委員さんとか、社協のほうを通してということですが、健康状態、生活困窮者の方は、そういった相談があるということですが、若い世代といますか、そういう、ひとり親世帯とか、そういう若い世代での相談とか、そういうものは、あまりないですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際に相談内容、相談の状況につきましては、各種様々ですので、差し控えたいと思いますが、実際、年代別という形になりますと、やはり健康状態による就労が難しいというような状況もありますので、若い世代からそういった状況になっているということも見受けられます。

また、高齢になってきて就労が難しい、困窮するというような状況も見られているかと、どちらの状況でもあり得るかと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。

実は私、先日、村内の方から、ご自身のことではなくて、その方のお知り合いの方のことで話をしたいというふうに言われました。内容は、そのお知り合いの方のお子さんが高校へ行くことになって、通学の定期券を買うに当たって、村の補助金制度があるけれども、手続として、まず村に申請用紙を出して、それから審査を受けて、オーケーが出たら自身でお金を出して定期を購入して、それを役場に持って行って、手続といたしますか、後日、手続終了ということで補助金が入るといような手順になっているんだけど、これが、まずご自身で購入するお金が、一時的とはいえ大変苦しいと。それで、給料日までのやりくりをどうしたらええかと、そういう状況の人がいるということで、できれば、審査がオーケーなら、どうか事前に交付をしてほしいというふうに強く望んでおられるということでした。

こういうふうに言われて、私も、これほどまでに生活に困窮されている方の実態というのをしっかり認識をしていませんでした。給料日までどうしたらいいかと、こういう子育て世帯への支援について、もっと向き合って、少しでも安心できる形にしてやるべきではないかというふうに感じました。

そこで、質問要旨3ですけれども、通学定期の補助制度に関して、手続と補助金交付の流れについて、申請に相違がなければですけれども、事前に交付をして、購入後に定期券を役場に持参する方式にぜひ見直しをしていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 結論から申し上げますと、残念ながらできかねるところでございます。議員のお気持ちも察するところではありますが、こちらはご容赦をいただきたいと思います。

教育委員会で課税、非課税世帯の把握、こちらの事務に関しまして、課税、非課税を把握して定期の補助を出すというところも、なかなか、現状難しい課題が多いなと感じるところでございます。

こちら、ちょっと保護者さん誤解があるかなというところで、この場で訂正をさせていただきたいと思うんですが、事前審査については、こちらの補助金については、ございません。定期購入後、そちら、実績に基づいて補助金交付されることを想定しておりますので、通学定期の購入補助については、家庭から駅に行って購入、今はスイカ定期も対象としておりますので、インターネットの購入でも結構です。購入いただいて、申請書に記載をいただいて、

教育委員会に提出をいただく。早ければ10日から2週間ほど、10日から14日ほどあれば交付ができる事務処理に努めておりますので、遅くとも1か月あれば、十分に口座のほうに入金できると思います。

現状、通学定期の補助について、事前のところの審査、それほど事務処理に時間はかからない状況をつくっておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 普通、私もそんなに、今、答弁のあったようなふうに考えたんですが、交付要綱の第8条に、不正に利用されたというようなことになれば、それは問題ですから、そういうことについての規定もありますけれども、これは、交付要綱がそうなっているからということかとは思いますが、最初に申請して、それで、それによって買ってもらってということで、流れは分かるんですが、そのお話聞いたときに、高校生の方が兄弟で2人になるのかな。そうすると、松本までという、8万円ぐらいになるということで、そういった例、こういう方が大勢いらっしゃるということはないとは思いますが、これを前後逆にするというようなことが、こういうことで絶対できないというか、それは駄目だというのは、交付要綱だけのことですかね。それとも、非常に悪用されるとか、そういったことの懸念ということなんですかね。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 議員おっしゃられるとおり、要綱上についてもそうではありますが、実際に実績補助の、補助要件から考えますと、そこまで逼迫している状況も加味すると、通学定期に使われないことも想定されるところも、心配されるところもございますので、そういったところも考えますと、なかなか難しいのかなと思うところでございます。

村のほうとしまして、教育委員会の通学定期の事前審査というところと、そのほかの支援が必要なのかなと、今聞いていて思いました。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。

ということだというふうには思いますけれども、形が、まず自分で買ってもらって、それを持ってきて確認して交付するというような形なんですけれども、何らかの、これ改善と

いってもあれですけども、そういう方はそんなに大勢はいらっしゃらないかもしれませんが、もしこれが変更とか、要綱が変更できるものなのかどうかというようなこともありますけれども、悪用されるという部分では、私はあまり、そんなに、居住されていらっしゃるわけですから、どこかへ行っちゃうというようなことがあれば、それはあれかもしれませんが、そこまでは、私は心配する必要もないというふうに、個人的には思いますけれども、現在の規定もありますので、説明は分かりましたけれども、実際にはそういう家庭もあるという状況もぜひ、そういう相談もありましたので、認識していただきたいというふうに思っております。

すみません、じゃ、次の質問に参ります。

麻績の城山整備と今後の生かし方についてということでお聞きをいたします。

まず、村のホームページの観光サイト、そこに、たどっていくと、「観る」という欄があるんですけども、これをたどっていきますと、麻績城址という表記はあるんですけども、クリックするとグーグルの地図が出てくるだけで、特別何も、記載も写真もありません。文化財の画面から探した城址のところにも、何も記載はありませんでした。おみぼんがあるだけでした。

実は私、先日、現地へ行ってみました。中町から入りまして、車で行くのが容易でない山道でした。何とか登っていったんですけども、途中には、伐倒した松枯れ木が多く置かれていました。車で登り切ったところに駐車スペースがありまして、車を止めて周囲を見てまいりましたけれども、桜の木が数多くありまして、開花の最盛期にはさぞかし見事だったろうというふうに思いました。

それで、ちょっと質問要旨1ということでお聞きしますけれども、この城山の里山整備ですけれども、令和6年、令和7年、それから今年、令和8年と、3年間に350万円ですかね、予算があって、里山整備事業を実施したかと思うんですが、今年もするという事になると思いますが、具体的に整備の計画とか、目的というものは、どういうことだったのか、過去、令和6年、令和7年とやっているわけですけども、松枯れの処理、それが主なことだったのか、そこら辺の詳細をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 里山整備事業の目的につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

里山整備事業につきましては、これは麻績森林整備計画に位置づけられております。住民参加による森林整備、これを基本理念として進めております。

具体的には、平成13年頃から取り組んでおります。麻績インターチェンジから見える桜の名所づくりを継続しまして、城山周辺への桜の植樹や間伐等を進めるものであります。これまで地域住民や小学生と共に植樹の活動を実施してきた経過がありまして、現在では、春になると麻績インターから桜を望むことができる景観へと成長をしております。

令和7年度におきましても、麻績小学校5年生による植樹活動を実施したところであります。

今後につきましては、麻績城跡周辺まで植樹範囲を広げながら、地域住民、それから小学生の皆さんにもご参加いただく中で、森林整備の維持管理、更新作業を通じまして、生涯学習や地域づくりの場としても活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 計画に基づいて、住民の皆さん参加で平成13年から行われているということで、お聞きしました。

それで、昨年の、令和7年の予算の説明のときには、桜の苗木を植樹したけれども、鹿の食害に遭ってほとんど駄目になってしまったので、食害防止の処置もして植え直したということだったんですが、これは、桜を植えるということ、あと、草刈りとか、雑木を切ったりとかも、そういうようなことをされたのかと思うんですが、実際に事業としては、今、課長から答弁ありましたけれども、これから先、上のほうまで全部、例えば登っていく道なんかも直したり、そういったことも含めて整備をしていく計画ということでよろしいですか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

まず、里山整備につきましては、先ほど申し上げたとおり、麻績城跡辺りまで植樹を拡大していきたいというふうに考えております。その後につきましては、維持管理だとか、更新作業、そういったものが中心になるんじゃないかというふうに考えております。

また、今、議員申し上げられましたけれども、そこまで行く道の状況とか、県道から桜の植樹してある城山、それから、さらには麻績城跡までというところでもありますけれども、確かに、なかなか未舗装区間も多いというところ、また、倒木があったり、整備が必要な部分もございます。その辺については、今後しっかり検討はしていきたいと思うんですが、なか

なかそこまでを、散策とか、ウォーキングされるという方もいますので、ただただ車で行ければいいというような形ではなくて、そういう両方の側面から、一番いい方法というものをしっかり研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。

それで、要旨2にまいりますけれども、この麻績城址、城山なんです、観光振興につなげる方針、計画、これはどうなのかと。先ほど飯森議員さんも観光のことで質問されましたけれども、これは文化財のところにも欄はあるんですが、教育委員会のほうのことになるのか、振興課なのか、観光課なのか、ちょっとその辺分かりませんが、麻績城址のここら辺一帯、これを観光振興につなげていく方針とか、計画、こういうものについて、何か考えあるか、これは村長にお聞きをしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、城山の里山整備については、振興課長から申し上げたとおりでございます。

いずれにしても、城山の裾野から城山頂上付近におきましては、全部私有地というような形の中でございます。そういった私有地を持っている皆さん方が、強いて言えば、20年ぐらい前に、やはり村の、そういう桜の名所にしようというような形の中で、本当にボランティアを募る中、植栽をしてきたと。そして、その間、何十年も草を刈って整備をしてきて、今の、現在の姿があるというようなことでございます。

そういった地域の皆さん方の思いをやはり今後継続し、なおかつ、今、強いて言えば、自動車道から見ても、城山というのは、すぐ分かる山でございます。そういった意味で、強いて言えば、今、裾野に桜が咲くわけでございますけれども、どうしても、遠くからは見えるけれども、そば、町なかからは見えないというようなこともございますので、できれば桜の群生地を上城山とのろし山のあいさぐらいまでは、もうつなげていきたいというようなことで、一気にできないというような形の中で、今、整備を進めさせていただいているところでございます。

そしてまた、今、車というよりも、城山へ歩いて登るというような、そんな散策の人もよく行き会います。私も年に二、三回、登らせていただいているわけでございますけれども、

そういった意味では、今、城山の県の文化財となっている部分については、木が大変大きくなりまして、景色が見えないというような状況もございますので、実際的には、最終的には、そういった部分の間伐もする中で、景色が見えるような状況にする。

そしてまた、観光等との結びつきというようなことでございますけれども、一つの麻績の名所として、なおかつ、また、いろいろと今、ウォーキングをされる方もいますので、麻績村に住む方でも、ちょうど手頃な登れる山じゃないかなというような気がしますので、そういった意味も込めまして、今後整備ができていけばと思っているところでございます。

いずれにしても、そういった桜等については、昨年植えさせていただきましたけれども、全部食害、獣害に遭うことなく、全部活着したというようなことで、大変喜んでいるところでございますけれども、今後については、また上のほうを伐採しましたので、そこに、秋に植えるべく計画を進めていくというような形で、できれば下から上まで見渡せるような、そんな桜の名所になればと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） ご説明いただきました。

今、桜を植えてあるところから上へ山道を登りますと、峠のような鞍部になっておりまして、そこから筑北地域一帯が広く見渡せる場所になっています。今おっしゃられたように、現状は雑木に覆われていて、ちょっと視界が悪いということで、これ切り払えば、すばらしい展望が開けるというふうに思ひます。

方針としては、そこまで整備をして、大勢の方に訪れてもらいたいというような、今、意向があることをお聞きしましたけれども、入り口のところに、麻績城址ということで、看板というか、そういうものも立っているわけです。ここから入っていけば、そういうところがあるのかなということで、入っていかれる方もあると思うんですね。道を整備するというのももちろんありますけれども、私は、桜を植えるということと併せて、上のほうまで雑木を切って、そこまで登っていつて見てもらえるような形に、これ県の史跡にもなっていますので、ぜひ観光というようなことで、訪れる方にも、行けるようなふうに、桜を植えてもらって、きれいだということで見ているのはいいんですが、史跡ということで、城山のほうまで行けるような整備というのが、私は必要だというふうに思ひます。

そこら辺について、今、詳しい、期限を区切ってということにはならないと思ひますけれ

ども、できれば観光面も含めて、そういったことに少し力を入れてやっていくということについて、改めて、ちょっとお考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、下のほうの部分で伐採をさせていただいて、そこへ桜の植樹というようなことで、実施をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、城山全体は県の史跡というような形でございますし、あそこへ城を造るという経緯については、急斜面であったからこそ、攻めてくる、そういった敵を愚弄できるというような形の中で、あそこに城ができたというような形だと思います。

そういった意味で、大変急斜面というような部分もございますので、あれを全部伐採してしまったら、今度は山が崩れるんじゃないかというような心配もございますので、そういった意味で、また、県の文化財等々、史跡のそういった部分についての伐採等についても、協議をする中で推進をしていきたいと思うところでございますけれども、ある程度、間伐というような部分で実施をしていかなければ、なかなか難しいんじゃないかなと思っているところでございます。

ただ、城山も、頂上に向かって何人か、要は地主さんがいるというような形でございます。私有地でございますけれども、そういった皆さん方のお話をお聞きする中においては、好きに切ってくれよと、もう材料どうこうという意味じゃないから、村のほうでやってもらいたいよというような、そんなお話もちらっただいてございますので、今後につきましては、そういった意味で、土砂災害とか、そういうものにならない程度の間伐等をする中で、また、眺望等もしっかりと見られるような形に順次整備をしていかねばと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えいただきましたけれども、整備する価値はあると思います。ご存じかと思いますが、坂北に青柳城がありますけれども、ここは周辺の松枯れがひどくて、城跡までの登山道は荒れていて、入山禁止というふうになっていましたけれども、有志団体や地元の地区、それからボランティアなどの活動で整備が進んで、歩いて登れるようになりまして、山城好きの方たちが県内外からも来始めているようですから、ぜひ麻績城址も、観光スポットとして知名度が広がれば、観光面の幅も広がると思いますので、ここについても、計画年度はあるかと思いますが、ぜひ視点をここに当てて、少ししっかり、ここら辺の、観

光面での振興にもなるということですから、積極的に検討をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

では、続いて、次の3番目の介護保険計画についてお聞きをします。

来年度から第10期の介護保険計画が始まるわけですが、今年度末までに村としての計画を策定しなければなりません。厚生労働省は、3月9日に介護保険の基本指針を発表をしました。介護をめぐる社会の環境の変化は年々厳しくなっておりますけれども、各自治体は、国の指針を考慮して計画の策定を進めるということになるかと思います。

そこでお聞きをしますけれども、要旨1ですけれども、国から示された今度の指針、特徴の点はどのような内容なのかをちょっとお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めますが、その前に、質問事項の3、第10期介護保険計画についてを完了した時点で、昼食休憩にさせていただきたいと思います。時間が食い込みますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えをいたします。

第10期計画へ向けて、国の審議会におきまして、中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保、生産性向上・経営改善支援などについて、計画の在り方として提言がされているところでございます。これらは、65歳以上の人口がピークを迎えるとされる2040年へ向けて、中長期的な推計の下、介護保険事業を持続させるために必要な取組であるとされております。

全国的に人口減少が続く中での高齢者人口の増加によりまして、介護人材不足が懸念されておりますけれども、介護事業所が持続するための特定介護サービスの新たなタイプの活用や、県が主体となっていくとされている介護人材確保に関する取組などについて、村としては特に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） ありがとうございます。

今、答弁いただきましたけれども、私も読んでみましたが、非常に言い回しとか、内容が分かりにくくて、特徴的なところは幾つかあるんですが、中山間・人口減少地域にここはなるのかなというふうに思いますけれども、国のガイドラインによって、当村の介護事業へ

の影響というのは、どんなふうに考えておられるか、まだなかなか、そこら辺までは、内容といえますか、どうなるかということが難しいのかもしれませんが、国のガイドラインで中山間地域の、今、説明はありましたけれども、当村の介護事業への影響という点で、どんなふうに考えておられますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えいたします。

一般的に、これからの介護保険事業を見通すに当たりまして、高齢者人口、とりわけ75歳以上の人口が増加し、サービス利用も増加するという見込みがあるかと思います。麻績村でも同様な傾向が予想されますが、先ほどおっしゃられますように、中山間・人口減少地域の実情に応じた想定をすることも必要であろうかと思っております。

麻績村の地域柄、新たな事業所や施設の参入は難しいという状況かと思われまので、増加が予想される介護の認定者、利用される皆様が介護難民とならないよう、現在の事業所が存続するための制度改正、今回されるというようなことを想定しておりますので、それに対応し、他の市町村や関係機関と協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） それで、こういったことも方針の中に、直接書いてあるわけじゃないんですが、言われているんですが、国のほうでは、要介護1、2の方を介護保険対象から外して、村の総合事業のほうへ移行するというような検討が進められているというふうに書いてありますけれども、これ決定ではないんですけれども、もしそうすると、要介護1、2の方が村の事業へ移行されるということになると、村の財源での充当が増えるのか、それから社協などの人員体制や運営にも影響が出てくるのか、ちょっとその辺は、はっきり分からないかもしれませんが、どんなふうに見ていますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際に介護の認定者自体が増えていくということではないかと思っておりますけれども、そのサービスを提供する財源という問題になろうかと思います。議員おっしゃられるように、そういった施策がされるようであれば、村の負担も大きくなってくるであろうということは想定されます。

実際に1、2の方が現在よりも増えていく、介護事業所が持ちこたえられるかどうかというところとは、また別の話になってようかなと思いますけれども、そのあたりにつきましても、村のほうの財政の運営等、確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） ありがとうございます。

それで、この関係について、じゃ、最後にちょっとお聞きしたいのは、村民の皆さん、一番気になるのは保険料のことだと思うんです。介護保険の保険料ですね。これについては、まだ、どういうふうになっていくかといいますか、その状況とか、全くまだ分からないですかね、上がっていくとか、そういったことの。検討をこれからしていくということになるとと思いますが。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

昨今の物価や人件費の高騰によりまして、特別養護老人ホームなどの介護施設の経営が厳しくなっている状況もございます。経営改善、人材確保の面から、介護報酬のプラス改定も想定されるところでございます。そうしますと、村の出す給付費も増加ということになりますので、介護保険料にも影響がしてくるということでございます。

今回の介護保険事業計画では、向こう3年間の介護保険料率も改定することとなりますので、給付費の推計ですとか、また、現在の支払準備基金の保有額を考慮して、適正な保険料率を設定できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。

村としては、これから策定委員会で検討して、来春までに計画をつくるわけですが、村でできることは、実務面でも、それから予算面でも、最大限努力をしていただいて、安心できる介護保険計画の策定をぜひお願いをしたいと思います。

この質問はこれで終わります。

○議長（清水 清君） 塚原議員の質問の途中でございますけれども、ここで昼食時間のため、休憩を取ります。再開は1時にさせていただきます。よろしくお願いします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（清水 清君） 休憩を閉じ、再開いたします。

6番、塚原議員の一般質問を継続します。

塚原議員。

○6番（塚原利彦君） それでは、午前中に続いてですが、最後の質問になります。

国政の動向と村政への関連についてということでお聞きをしたいと思います。

さきの総選挙の結果、自民・維新連立の新政権が発足をして4か月がたちました。発足直後の通常国会以降今日まで、従前の政権と比べ、国の基幹となる政策が国会の議論も不十分なまま決定され、どんどん進められているように私は感じます。今後、地方行政に対しても、上意下達の様相が強くなるような気がしてなりません。この間に示された国の政治方針や閣議決定事項で、地方行政に関連し影響が出てくるものもあると思います。

そこで、村長にお聞きします。

国の政治方針や閣議決定等で村政の業務や財政面に関して変わることや影響、こういったことはどうなのか。そして、それに対してどう考えておられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、お答えをしたいと思います。

新政権におきましては、日本列島を強く豊かに掲げ、様々なリスクを最小限化する危機管理投資、それから先端技術を開花させる成長投資などにより、国民の安心・安全を確保するとともに、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がることで、税率を上げずとも税収の増加に向かう強い経済を実現するとしております。

現在におきましては、それぞれの策につきましては、まだ政府や財政面で大きく変わることが影響等を感じておりませんが、地方経済の活性化を目指す政府の施策が進められておりますが、特に、選ばれる地方に向けて政策目標となっておりますので、情報を見逃さないようにして、村として有利な施策については、積極的に取り入れていかなければと考えているところでございます。

まだまだそういった施策の詳細等についてのそういう細かい部分について、順次まだ来て

いないというふうなこともございますので、今後、本当にメリット、デメリット、いろいろあろうかと思いますが、それに対応していければと思っているところでございます。

また一方では、国におきましては、所得税の課税最低限が引き上げられましたし、ガソリンの暫定税率の廃止、それから燃料高騰に伴うガソリンの補助金、物価高騰に伴う消費税の減額等も検討されるところでございます。国民の生活の負担軽減を図り、暮らしを豊かにするために迅速な対応も取られているのではないかとと思うところでございます。

いずれにしましても、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の極度な集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会の形成に向けまして、地方の地域産業の拡大を政府は目指しているのではないかと期待をしているところでございます。

ちょっと質問にありますような地域未来戦略、社会保障関係の取組等につきましては、村づくり推進課長、また住民課長より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから、地域未来戦略についてお答えをさせていただきますと思います。

地域未来戦略とは、地方への大規模な投資を促進し、日本全国の地域ごとに戦略的な産業クラスターを形成することで地方経済の活性化を目指す政府の政策、全体戦略でございます。

この全体戦略は、3つに分類されまして、1つは広域的な戦略産業クラスター、それから県単位の地域産業クラスター、そして市町村単位での地場産業支援ということになっております。

国では、この地場産業支援の戦略の中で新しい交付金を創出しまして、計画から実施まで地方自治体を強力に後押しするために、独自の取組に対して財政支援をすることとして、地域未来交付金等が展開をされているところでございます。

村では、この地域未来交付金のうち、地域未来推進型の拠点整備事業、それからインフラ整備事業を活用いたしまして、今回の聖高原駅前整備に活用するというところで、現在、国との協議を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうから、社会保障費の関係でお答えをさせていただきます。

社会保障費関係につきましては、超党派の社会保障国民会議が開かれ、高齢者の窓口負担や高額療養費の限度額の見直し、また医療・介護現場の効率化や処遇改善について議論されていると承知しております。

村の医療、介護などの保険事業は、国の制度によって実施しておりますので、制度が変われば、それに沿って行うこととなりますけれども、保険加入者の皆様に影響がある部分ですので、国の動向を注視しているところでございます。

また、影響というところで申しますと、村で行っている福祉医療費の給付、医療費助成の事業ですけれども、対象者の皆様の自己負担額を村で支援するという仕組みになっておりますので、窓口負担や高額療養費の限度額が変わってくると、村の支出額に影響が出るということも考えられるかと思います。

以上になります。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 私のほうで聞きました地域未来戦略と、それから社会保障関係についてお答えいただきました。

具体的なことまでは聞きはしないんですが、今の地域未来戦略というのは、今までの地方創生とはどこら辺が違うのか、何か違うところとか、そういうのがあるんですかね。

○議長（清水 清君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

今回、出されております新しい交付金でございますけれども、今までの新しい地方経済生活環境創生交付金、第二世代と言われているものと、内容的にはほぼほぼ変わりございません。名称が変わったのみでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。

私もネット等でいろいろ見てみましたが、今おっしゃってもらったようなことだったと思います。

それで、社会保障のほうも含めてなんですが、大ざっぱに見てなんですが、一番はこれか

ら国からの補助金とか交付金というのは、従来に比べて厳しくなってくるのかどうか、そういった点はどうか、これは村長でもいいですが。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在のところは、補助金とか交付金について減額というような、そんなお話は聞いてございません。

しかしながら、今、日本経済の中におきましては、先ほど申し上げたとおり、国が負担しなきゃならないというような、そういった非常的な事態が生じているというような形もございます。特に、燃料等の補填については、1か月当たり数千億円かかるというような形で、これは、国のそういった関係者の中には、いつまでも続けられる問題ではないというようなことも今言われているところでございます。

そういった意味で、全体的なそういうものを見たとき、今後将来的に、いろいろそういった形の中で、国の財政が圧迫されてくるというようなことになれば、いろいろなところへの若干のしわ寄せも来るんじゃないかなというような心配もしているところでございます。

しかしながら、今のところは村の大体50%を占める財源でございます交付税とか、またいろいろな事業に対する補助等についての補助の引下げとか、そういった部分については連絡がございませんので、村の事業に対するいろいろなデメリットというのは、今のところは見えていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） これからいろいろ具体的になっていくかというふうに思いますけれども、やっぱり新聞なんかでも言われていますが、財政面が私もちっと積極財政とは言っているけれども、本当に国債を発行したりしてどうなんだろうというようなことで新聞等の報道もありますけれども、そういうものが今後地方財政に影響してくるのかなというような気はするわけです。

それで今、財政面のこととか、制度のことでお聞きして、もう一つ、最近新聞に掲載があったもので気になっているんですが、公務員が臨時で自衛官になる予備自衛官兼業特例法案というのが今、国会で審議中かと思っておりますけれども、これについてはどんなふうに思われますか、村長。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 内容の詳細がちょっと見えていけませんので何とも言えないわけでござ

いますし、今、国会のほうで審議をされているというような状況の中におきましては、どういった公務員がどういった形でそういう自衛官と兼業ができるかという部分も、ちょっと見えない部分がございますけれども、やはり今現在においては、平和な日本というような形でございますので、実質的にはそういう兼務というような部分につきましては、まだまだ理解がされない部分が多いのではないかなと感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 今お答えいただきましたけれども、村長ご自身としては、その方向性としてこういった形、公務員の方が臨時で自衛官になるようなこういった形、個人的にはどんなふうに感じておられますか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、世界のどこかで必ず紛争が起きているというような時代でございますし、東南アジアのほうの近隣諸国については、そういった形の中でいろいろな政策もされ、一度は自衛官になってというような国もございますけれども、そういった意味で、平和が維持できるというような部分につきましては、えらいそういう考えることはないんですけれども、今現在においては、自分が守らなければ向こうから攻められるというような、そんな国もあるというような中におきましても、日本の近隣には、ミサイルを打って、日本の上空を通過しても、やめてくださいというような、何も言えないというような状況もあったりというようなことでございます。

今後、そういった意味で、どういう情勢になるかというようなこともございますけれども、実質的には、要するに公務員が自衛官にというような部分はならない世の中のほうがいいのではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 時間が迫ってまいりましたので、今お聞きをしましたことは、国の方針とありますが、それが地方にどう影響するかということなんですけれども、今の段階では不確定な部分もいっぱいあるかと思っておりますけれども、身近な日常の問題と比べて少し乖離した内容でお聞きしたかというふうに思っておりますけれども、私は実際には密接に国政と地方財政はつながる問題だというふうに思います。行政側はもちろんですけれども、議員も村民の皆さんも国の政治の方針や動きには関心を持って注視をしていかなければいけない、そういう

状況になってきているなというふうに思っております。

長くなりましたけれども、以上で、これで私の質問を終わります。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員の一般質問が終了いたしました。

---

#### ◇ 刈 間 利 恵 君

○議長（清水 清君） 続いて、7番、刈間利恵議員の一般質問を許可します。

7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） 7番、刈間利恵でございます。

さきに通告いたしました質問事項3項目について、一問一答でお伺いいたします。

まず最初に、男女共同参画計画についての進捗状況についてお尋ねします。

男女参画計画は、SDGsの持続可能目標計画の一つと捉えています。前年度9月定例議会において質問がなされていますが、再度お尋ねいたします。

委員会の人選、条例の策定に関しまして、女性が家庭内での役割の多くを占めたままの状態では、負担が増えるばかりで目標から遠ざかってしまう。性別による固定的分担役割の解消ということに重点的に取り組む必要があるのではないかと考えるというご答弁をいただいております。

そこでお聞きいたします。計画策定の委員会の人選、条例の制定の検討の進み具合の状況はいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えをさせていただきます。

委員会の状況でございますけれども、昨年度、委員会を開催するべく予算計上させていただいておりましたけれども、前回の策定から10年が経過しておりまして、関係団体の状況変化などもあり、人選に時間を要し委員会を開催することができませんでした。今年度、改めて人選を進め、委員会開催の準備をしておるところでございます。

委員会では、現計画の検証から新たな計画の策定、条例制定の是非などについてもご協議いただければと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。

そうしましたら、麻績村の男女共同参画計画のこれまでの進捗状況の達成度をどう評価されているのか、お答えいただけますか。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 現在の計画におきましては、家庭、教育の場、職場、地域、DVなどの項目について課題検討がされております。策定当時と比べますと、ネット環境など情報面で大きく変化しておりますので、世界の先進的な状況に触れる機会も多くなっております。そうした関係で、住民意識の中では、男女平等さらには多様性への認識も広がっているのではないかと思います。

達成状況の点につきましては、村の計画の中では、女性のいない審議会の数、審議会等における女性参画率を指標として掲げておりますけれども、計画の策定時より改善している状況となっております。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） すみません、ありがとうございます。

市町村別の男女共同参画条例制定計画策定状況ということで、令和6年4月現在だと、長野県で31市町村が条例計画あり、条例なしで計画ありが33町村、全く何もないというのが13町村というふうに出ています。

麻績村、生坂村、筑北村とか池田町ですね、坂城町とか青木村なんかは、まだ条例ができていない。計画はあるけれども条例がないという状況なので、早急に委員会の人選等をやっていただいて、会議を開いていただきたいと思います。

次に、2030年までの今後の方針はどうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えをさせていただきます。

昨年の9月の答弁と重複する部分もありますけれども、ご了承いただければと思います。

令和8年度から令和12年度の経過期間における第6次の長野県の男女共同参画計画では、5つの重点項目を掲げております。その中の一つとして、地域・社会活動における男女共同参画の推進というものがございます。少子高齢化、人口減少という麻績村の現状においても、地域活動などへの女性の参画が重要になってくると考えられます。

そのためには、現計画の中で課題とされている家事、育児、介護などの家庭内での役割分担が女性に偏る傾向を改善し、負担軽減を図ることが必要であると考えております。それには、社会的、文化的に定義されている性別による役割意義の改革、それに基づく行動への働きかけが必要ではないかと考えておるところです。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。

私が思いますには、男女参画計画とは、男女ともにそれぞれの立場を理解を深めていくべきことと思われます。ジェンダー、仕事、そのほか皆が同等と考えていくことは、なかなか理解をしなければ難しいこととは思います。

世界的目標として、2030年までに持続可能でよりよい世界をつくる全ての国の行動計画、第7次麻績村振興計画で計画が示されてはいますが、ぜひさらに踏み込んで、性別による固定的分担役割の解消の取組、委員選出、活発な話し合いができるよう推進していただきたいと思います。

最近、新聞に載りましたが、長野県は格差解消がアンケートでは男女とも6割されていないとの認識です。70代以上は性別の不利益が約30%、18歳から60代は約40%以上、若い人ほど平等ではないと感じているようです。ただし、先ほどもちょっと出ましたDV関係ですが、その相談が前より来るようになったということです。それというのも、やはり男女共同計画ということが出てきたので、それが少し浸透してきたのではないかと思います。

先ほども言いましたが、県内でも県外でも条例は進んでいるところが多く見受けられます。何とぞ、委員選出を早急にしていだけるということですので、活発な意見交換等できる環境に持っていくようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） 次に、生活安全について伺います。

麻績村は田舎ですが、国道を見ましても交通量が多く、地元民では事故になりにくい場所で、県外の方などによる事故等がこの頃起こっています。そこで、安全対策を今以上する必要があると思われます。最近では、全国でいろいろなニュース見ましても、様々な事案が発生しています。

そこでお聞きします。交通量の増加による安全対策、カーブミラー等の交換時期はいつ頃でしょうか。協同乳業辺りのカーブミラーが古くなり見づらい等の声があるが、村内のカー

プミラーは定期的に点検しているのでしょうか。ミラーの映り方、それを支えている支柱などがさびてきたりしていて、見づらい箇所があると思われます。どのくらいの間隔で整備しているのでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、カーブミラーの交換時期及びまた維持管理についてお答えをいたします。

一般的には、カーブミラーの耐用年数は、環境や素材によっても違いますが、おおむね10年程度とされております。

しかしながら、本村におきましては、画一的な年数による一斉更新は行わず、現場の状況に応じたメンテナンスを行うこととしております。

まず、道路管理者としての自主点検としましては、職員が舗装状況の確認などと併せまして鏡面の視認性や角度の調整、そして支柱の腐食状況などを確認してございます。

次に、地域住民の皆様からの情報提供です。見えにくくなった、破損しているといったご連絡をいただいた際は、速やかに現地調査を行い、緊急性の高いものから優先的に修繕や交換を行っております。

また、日頃から清掃や点検にご尽力をいただいております交通安全協会の皆様からの報告を受け、安全確保が困難と判断される箇所については、鏡面のみの交換や支柱を含めた更新を実施しております。

今後につきましても、限られた予算を効率的に活用しつつ、住民の皆様や関係団体と連携を密にすることで、交通安全施設としての機能をしっかり維持してまいりたいと考えます。

先ほど議員おっしゃったように、協乳の場所につきましましては、国道ないしは村道とどちらかの道路管理者となろうかと思えます。そういった部分につきましても確認をしつつ、国道や県道に設置されているものにつきましましては、管理権限を有する県等へ速やかに連絡をする中で強く要望をしていくという形で考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございました。

ぜひ点検していただいて、安全な交通網ということにしていきたいと思えます。

では、次に、要旨2で根尾入りロバス停に横断歩道の設置の予定はということで、根尾入

り口、上町の曲がり角のところですが、前より車がスピードを出し曲がるように思われます。朝夕、保育園の皆さんが横断したりしますので、何かよい策はないでしょうか。曲がり角ということで横断歩道が造れないということであれば、車のスピードを視覚的にダウンさせるような工夫をしていただけないでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

根尾入り口のバス停付近ということで、具体的な部分でございますけれども、まず歩道設置につきましては、当該箇所が県道であります。道路管理者である松本建設事務所の所管事項となります。

村といたしましては、毎年度実施しております松本建設事務所との現地調査の機会を通じまして、現地の交通状況や利用実態などを確認するとともに、9月頃に実施されるヒアリングの際に要望・協議を行ってまいりたいと考えております。

今後も地域の安全確保に向けまして、関係機関と連携しながら、必要な働きかけを継続してまいりたいと考えます。

また、横断歩道以外の安全対策という部分でございますけれども、あわせまして、こちらにつきましても、松本建設事務所の所管事項となりますので、こちらのほうも建設事務所のほうと現地確認等をしながら、必要な対策について検討していければと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

ぜひ根尾入り口だけでなく、もしかしたらほかにも危険箇所はあるとは思いますので、協議していただいて改善していただきたいと思います。

では、次に、学校への防犯カメラ設備整備の考えはということで、保育園、小学校、中学、山ぼうし、学童が遊ぶ公園、現在も防犯対策は十分していただいているとは思われます。世の中を見ますと、様々な事件が数多く報道されています。その中でも、弱者が狙われることが見受けられます。

去年あたりですが、安曇野の大型店駐車場で絵本があるからこちらへおいでとか、つい最近では、トイレに一緒に行つてとか、子供を誘う事案がありました。また、臓器売買など恐ろしい事案もあります。そんなことがこの村ではないとは言えない危機感があると思います。

長野県内を見ますと、岡谷市は全学校設置、上田市、松本市等、普及し始めています。県内普及率、2022年5月、パーセンテージでいきますと、小学校は38.1%、中学、35.6%設置です。ここは村ですが、インターもあり、注意して子供たちを見守らなければならないと思います。

そこで、防犯カメラの設置整備のお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、私のほうから、学校などの施設への防犯カメラを設置する件をお答えさせていただきます。

我々教育委員会としましても、小・中学校への設置検討は現在しているところでございます。カメラを設置することによる防犯への有効性、また費用対効果などを考慮する中で、さらに検討を深めていきたいと思っている事項の一つでございます。

現状は、児童・生徒が登校したら昇降口は施錠するなどの対応をして、不審者対策、安全対策に努めているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

日頃から子供さんたちのことを考えていただいてやっていただいて、ありがたいと思います。

先ほど、考えているということですので、小学校、中学校、学童保育、山ぼうし、学童が遊ぶ公園等は設置ということで考えていただきたいと思います。

余談ですが、できれば高速入り口辺りに村での防犯カメラを設置していただければありがたいとも思います。これから仮にインバウンドになる場合、日本人との感覚のずれが生じる場合があると思われます。備えあれば憂いなしと思われますので、そのところもぜひお考えいただきたいと思います。

聖高原駅は、自転車置場に防犯カメラを設置していると伺いました。安心で安全である麻績村に住んでいて本当によかったと、村民の皆様が思えるようお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、4月からの運行のデマンドバスについてお伺いします。

デマンドが始まりましたが、利用者さんの利用状況等、スムーズに運行されているとの記事が5月13日、市民タイムスに掲載され、安心をしております。しかしながら、運転ができ

ない人にとっては、バスでウエルシア、コメリなど筑北村へ行ける路線があればいいけれどもとの意見もあります。

そこでお伺いします。筑北村デマンドバスとも連携してもらいたいとの声があるが、いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、筑北村とのデマンド交通の連携につきましてお答えをいたしたいと思います。

まず、先ほど議員さんおっしゃったように、筑北村のドラッグストアやホームセンターまで行ってほしいというような要望につきましては、前回行いましたアンケート調査の中で、そういったお声は聞いてございます。そういった部分を含める中で、今後検討という形になりますが、まずもって、本村における乗合バスの現状についてから申し上げたいと思います。

令和7年度におきましては、滑沢線経由便におきまして実証運行を開始いたしました。その実績といたしましては、利用登録者数が98人、運行便数が617便、乗車延べ人数でございますが、664人となっております。

これを受けまして、本年度からは樺内線経由便及び聖高原線経由便につきましても実証運行を開始いたしました。利用登録者数は令和7年度末から45人増えまして、現在、143人となっております。また、A・コープ麻績店及び聖高原スキー場下に新設をいたしましたバス停の利用状況でございますが、A・コープ麻績店の4月、5月の乗降者数は38人となっております。

聖高原スキー場下につきましては、5月に開催されましたイベントのときに、乗降者数が55人あるなど、利用者の皆様から好評をいただいているものと考えてございます。

本年度は、引き続き実証運行期間と位置づけており、利用者アンケート等を通じましてご意見や運行上の課題を洗い出し、次年度以降の本格的な運行形態を検討してまいりたいと考えてございます。

まずは、現在取り組んでいるデマンド型乗合バスの本格運行を目指すとともに、将来的なフルデマンド型への移行に向けた調査研究も進めてまいります。

筑北村との連携につきましては、先方においては、今年度中にフルデマンド型への移行がされると伺っております。広域的な連携は非常に重要であると認識をしておりますが、まずは両村の運行形態や運用体制の足並みがそろうことが大前提となると思っております。その

段階を見極めながら、アンケート等でいただいたご意見を踏まえまして、運行事業者を交える中で協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。

考えていただいているということで、心強いことです。

麻績村だけのデマンド等の、これは利用者さんの声ですが、時刻表では都合が合わないことがあったりすると。先ほどの筑北村がフルデマンドになったり、それから麻績村とも考えていただけるということです。将来交渉していただけるということで、ありがたいと思います。

要旨 2 といたしまして、聖高原駅内にデマンドバス等時刻表設置のお考えはありますでしょうか。

理由としましては、駅の停留所のところには案内がありますが、駅待合室には変更しましたとか、時刻表などの案内が見受けられません。そこで、タクシー番号と書いてある上辺りに、大きくデマンドになりました等の案内表示があればよいと思うのですが、いかがなものでしょうか。村内の方々や麻績に来てくれた方々に分かりやすいのではないのでしょうか。このところはいかがでしょう。

○議長（清水 清君） 総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、聖高原駅におけるデマンドバス等の時刻表設置につきましてお答えをいたします。

現在、駅内には村営バスに係る掲示がございませんが、公共交通機関としての利便性確保の観点から、改善が必要であると考えております。

今後は、定時・定路線バスの時刻表に加えまして、議員おっしゃるように、デマンド型乗合バスの運行形態や予約方法等を記載した案内掲示を、利用者の目につきやすいところに速やかに設置をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。

ぜひ考えていただいて、村内外の人に周知していただけますようお願いいたします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員の一般質問が終了いたしました。

---

◇ 高 野 秀 雄 君

○議長（清水 清君） 続いて、1 番、高野秀雄議員の一般質問を許可いたします。  
高野議員。

○1 番（高野秀雄君） 1 番、高野秀雄です。

さきに通告しました 2 項目について、一問一答形式でお尋ねします。

初めに、聖高原駅前整備の進行状況についてお尋ねします。

用地買収は今どこまで進んでいるのかお尋ねしますが、よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 用地買収でございますけれども、現在、地権者と順次交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） 用地買収が済まないと先に進まないと思いますので、ちょっといろいろ問題もありそうなところもありますが、地権者と優しくやっていただいて、こじれないように早めに用地買収が済むようお願いしたいと思います。

2 つ目に、設計の見積りは何社ぐらいで行うか聞きたいんですが、1 社や 2 社では設計という時点では安いところは十何%、高いところは 20% ぐらい取られちゃうので、やはり多くの設計者から見積りをいただいて、一番安くていい形の設計士にやっていただければありがたいんですが、どのようにお考えですか。

○議長（清水 清君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

設計の関係でございますけれども、まだ確定はしてございませんけれども、通常五、六社程度を選定する中で、見積りではなく入札をさせていただくという形式を取っておりますので、今回もそういった形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） いい設計士に恵まれればいいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、それがもし設計が進みますと、測量とか入ってくるんですが、予定としてはいつ頃を予定して測量設計に入る予定ですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 測量設計の時期ということでのご質問でよろしいでしょうか。

○1 番（高野秀雄君） はい。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 測量設計の部分につきましては、現在、用地交渉をしておりますけれども、その用地交渉が調い次第、用地の測量等に入っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） じゃ、まだはっきりは決まっていませんということですね。分かりました。

これ村の人はみんな知っているし、多分今までのお金よりもっとかかるといいますので、なるべく早くしたほうが、どんどん物価が上がって行って、今、生コンは倍ぐらいになっちゃっているし、いろいろ上がっているので、早めに実行できればうれしいのですが、よろしくお願いします。

それから、本工事ですが、本工事も 5 社か 6 社、どのぐらいで見積もる予定ですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましても、通常でございますと、5 社、6 社ぐらいの中から入札をさせていただくというような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） そうすると、まだ用地買収ができていないので、工事の始まる時期というのは、おおむね予定はいつ頃にしているんですか。

○議長（清水 清君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 現在、国との協議をございまして、交付金の採択に向けて、今準備を進めているところでございます。

今年度、設計業務を発注し、来年度にはロータリー部分については工事着手していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） 来年ということは、そうすると完成予定は3年後、4年後ぐらいになるということですか、全部の完成予定は。

○議長（清水 清君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 完成予定につきましては、現在の段階でいつということとは申し上げられませんが、目標といたしましては、令和10年度年度末の完成を目指して事業を進めていければいいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） これは村民もみんな知っていることで、いつできるのかということが、もうやると決まったら早く造ったほうがいいと思いますので、なるべく早い運用開始に向けて頑張っていただければありがたいと思います。

次に、国道403と本町交差点の工事予定についてお尋ねします。

本町交差点も測量は終わったような気がするんですけども、工事は郵便局までの予定があると思いますけれども、いつ頃開始予定になりますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、本町交差点工事の予定につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町交差点の改良工事につきましては、松本建設事務所が事業主体となり実施しているものでございます。村といたしましても、適宜情報共有を図りながら、事業の進捗を確認しております。

現在、本町交差点周辺では、国道403号の道路改良事業と県道改良事業が進められておりますが、交差点本体の工事につきましては、国道改良事業の一環として実施をしております。

本年度につきましては、交差点部分を含めまして、聖高原側に約110メートルの区間、さらに麻績郵便局付近までを含む延長約240メートルの工事が予定されておりまして、本年度4月に発注をされたと同っております。

また、この工事につきましては、今年度中の完成を目標として工事を進める予定であると説明を受けております。

以上です。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） 松建に発破を掛けて、なるべく早い早期の完成を願います。よろしくお願いします。

あと下井堀地区の、東側から の辺までですけれども、この工事今年、始まるのですか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、国道403号の下井堀地区の工事の予定につきましてお答えをさせていただきます。

この工事につきましても、松本建設事務所が事業主体となります。村といたしましても、適宜情報共有を図りながら、事業の進捗状況を確認をしているところであります。

本事業でありますけれども、下井堀地区の、既に改良が終了している区間から女淵・砂原方面へ接続する区間を対象としております。計画延長はおおむね850メートルと同っております。道路線形の改善、それから安全性の向上を図ることで、地域の皆様の利便性の向上と安全で円滑な通行環境の確保につながるものと認識をしているところでございます。

現在、松本建設事務所におきましては、工事の早期着手に向けまして用地買収、それから物件補償等の手続が進められております。また、下井堀公民館周辺に所在する下井堀遺跡に係る埋蔵文化財調査につきましても、関係機関により進められている予定であると承知をしております。

松本建設事務所のほうからは、埋蔵文化財調査完了後、速やかに工事発注を行う予定であると伺っておりますが、計画延長850メートル、かなり長い延長でありますので、全区間を一括して施工するものではなくて、今年度につきましては、一部区間の発注を予定していると伺っております。

なお、残る区間につきましては、国の予算配分の状況等も踏まえながら、今後の整備時期等が検討されていくものと認識をしております。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） また、あそこも交通量も多いし歩道もないので、やっぱり早いことやっていただければありがたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員の一般質問が終了いたしました。

---

#### ◇ 中 村 まり子 君

○議長（清水 清君） 続いて、2 番、中村まり子議員の一般質問を許可いたします。

2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 2 番議員、中村です。

本日は、通告どおり一問一答でよろしくお願いします。

まず、高齢化・担い手不足の農業従事者の平均年齢と今後の見通しについて。

1、新規就農者への支援対策は。

補助金、研修、住居など、若者や移住者の受入れ体制、麻績村における農業従事者の高齢化の現状と 5 年後、10 年後の担い手確保の見通しについてどのように考えておりますか。また、新規就農者の支援対策の拡充についての見解をお伺いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

当村の農業を取り巻く環境につきましては、高齢化や担い手不足の進行によりまして、非常に厳しい状況となっております。

2020 年、農林業センサスによりますと、当村における基幹的農業従事者、いわゆる農業を主として従事している方々の平均年齢につきましては、72.7 歳となっております。高齢化が進んでいる状況にあります。今後は人口減少の進行とともに、農業従事者数そのものも減少していくことが見込まれます。農地の維持管理や地域農業の継続に大きな影響を及ぼすことが懸念をされます。

こうした中、将来にわたりまして地域農業を維持・発展させていくためには、やはり新た

な担い手の確保と育成が重要であり、新規就農者への支援体制の充実が求められております。

現在、当村におきましては、NPO法人おみごとによる農業研修をはじめとしまして、国の制度を活用した経営開始持の支援、それから農業機械器具の購入に対する補助など、新規就農者への支援に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 分かりました。

麻績村を明るくするためには、観光とかそういうのが一番大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、遊休農地、耕作放棄地の問題に対する解消方法は。

問題は、地域によってかなり深刻ではないでしょうか。放置された田畑を有効活用し、企業参入、村民農園などを考えてみてはどうでしょうか。いろいろ活動しているとよく言われますが、協力隊の方々が活動しているのは分かりますが、村民の方々はどうなんでしょうか。1人で活動するより、みんなでやってみるのも楽しみの一つになると思いますが、どうお考えですか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、遊休農地、それから耕作放棄地の問題に対する解消方法ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の荒廃だけではなく、地域農業の担い手不足、それから集落機能の低下にもつながる重要な課題であると認識をしているところでございます。

こうした状況に対応するために、村では担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域農業を支えていただいている兼業の農家の皆様への支援を継続しております。

当村は兼業農家の割合が高く、地域農業の維持において大きな役割を担っていただいております。そのために、まずは現在耕作されている農地を継続していただくことが耕作放棄地の発生防止につながるものと考えております。具体的には、農機具購入補助、それからはずかけ前の支援などを通じまして営農計画を後押ししまして、無理なく農業を続けられる環境づくりに努めているところでございます。

また、今後は担い手の高齢化、それから比較的規模の大きな農家の経営規模縮小によりまして、返還される農地の増加も見込まれております。こうした将来的な課題に対応するため、NPO法人おみごとにおける研修などを通じまして、新規就農者の育成・定着支援にも取り

組んでおります。

さらには、将来的には、地域の実情、それから農業者の皆様の理解を前提としながら、関係機関と連携する中で、民間企業等の参入も含めた多様な農地の受皿につきましても、慎重に検討していく必要があると考えております。

現時点で、遊休農地、それから耕作放棄地の解消に向けた決定的な方法をお示しできる段階にはありませんが、地域の実情を踏まえながら、できるところから一つずつ取組を進めまして、持続可能な地域農業の維持に努めてみたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 麻績村も高齢化が進み人員不足なのは分かりますけれども、やっぱり皆さんを観光で呼んだりとか、いろんなことをして、少しでもにぎやかにすることが大事だと思いますので、これからいろいろイベントのほうでよろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 中村議員。

○2番（中村まり子君） 次に、農業と観光を結びつけた農業体験や地産地消の取組について。インバウンドを見据えた農業の活用は。

後継者不足が進む中で、増加や収益性の低下など、多くの課題を抱えています。地域の基幹産業である農業をどのように維持、発展させていくかが重要な課題と考えておりますが、高齢化や後継ぎ不足、さらに資材価格の高騰などにより厳しい状態ですが、聖高原は少なからず観光客が訪れる地域でもあります。

こうした中で、農業と観光を結びつけることで新たな価値を生み出し、地域全体の活性化につなげていくことが重要ではないかと考えています。例えば農産物の収穫体験や地元食材を生かした食の観光など、農業体験型観光はこれからの麻績村の発展・活性につなげていけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） インバウンドを見据えた農業の活用ということにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

近年、インバウンド需要の回復に伴いまして、日本の農村地域における農業体験、それから食文化体験への関心は高まっていると言われております。そう認識をしております。

特に、著名な観光地、それからブランド農産物を有する地域におきましては、農業体験を観光資源としまして地域振興、それから交流人口の拡大につなげている事例も見受けられる

ところであります。

一方、当村におきましては、現在、地域主体による保育園児や大学生等を対象とした農業体験の受入れが行われております。農作業を通じた交流、それから食への理解を深める取組が継続されております。

しかしながら、インバウンドを主な対象とした受入れ体制の実績はなく、受入れ可能な農家、それから地域体制の確保をはじめとしまして、言語対応だとか安全管理、移動手段の確保など、多くの課題があるものと認識をしております。

それから、農業従事者の高齢化、担い手不足が進む中におきましては、まずは現行行われている地域交流、それから体験活動を着実に継続して、地域の農業、暮らしを次世代へつなげていくことが大変重要であるというふうに考えております。

さらに、当村では、地産地消の推進にも取り組んでおります。村内で生産されたお米、野菜につきましては、小・中学校の給食で積極的に活用しているほか、村内宿泊施設等においても利用が図られております。

こうした取組は地域農業への理解促進、それから生産者の意欲向上にもつながるとともに、訪れる方々に対しましても、地域ならではの食の魅力を感じていただく機会になっていると考えております。

今後につきましても、観光部門とも連携しながら、農村環境、それから小規模自治体ならではの地域交流だとか農産物の食文化といった特色を生かしながら、他の地域等の事例も参考にしながら、しっかりとインバウンドに対しても研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 観光のほうなんですけれども、よく県外からいらっしゃる方々が、麻績中を、車で来た方たちが麻績の中を走るんですね。そうすると、冬というか、11月頃になると、リンゴの木とか、そういうので、リンゴの収穫をする場所がありますかとよく聞かれるんです。でも、これは難しい、個人個人に取らせるのが、やっぱり今まで皆さん、リンゴ農家の方たちは大事にして育ててきたから、簡単にもぎ取らせるということはしないかもしれないですけども、これから先、協力隊の方たちに任せてやっているのがありますよね、農家の方たちで。その中でそういう麻績村はリンゴがすごくおいしい、フジのリンゴがすごくおいしいと評判がいいんですね、都会の方たちに。そういうもぎ取り体験とか、そういうのできるような環境づくりはできないのでしょうかね。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今いろいろな観光客のニーズというのは多種多様化しておりまして、強いて言えば、いろんな観光が体験型というような部分につながっているのではないかと考えているところでございます。

リンゴ園のもぎ取り等についても、以前、そのリンゴ園の農家の皆さん方のご理解をいただく中で、都会からバスでツアーをして、もぎ取りをというようなことをやった実績もございます。

しかしながら、なかなか個人の、1年をかけて育てたリンゴを、やはりもぎ取りというような形で提供できるような、そういった部分がちょっと少ないというような形、それと同時に、皆さん方もある程度の予測の中で出荷体制に入らないうちで、年間の収入等も確約する中で動いているというようなこともございますし、また、今、リンゴ等についても、ふるさと納税等についても活用しておりますけれども、全体的には足りないというような状況の中で、今、リンゴ農家の皆さんは頑張ってくださいでございます。

本来ですと、本当に今言われたとおり、近隣ではイチゴのもぎ取りとか、さくらんぼのもぎ取りとか、いろいろなもぎ取りというような部分があるかと思っておりますけれども、リンゴにおいても、大体入場料幾らで幾つぐらいというような目安の中でもぎ取り体験ができればと思っておりますし、常にそういったお客さんがいれば、すぐに対応できるような、そんな体制が取れば、それも一つの村の農業振興あるいは観光振興につながるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしろ、今後、リンゴの生産者についても、地域おこし協力隊を卒業して、それぞれが定住して専業農家としてリンゴで生計を立てているというようなことでございますので、今後そういう皆さん方と協議する中で、そんなことはというような形の中で、いろいろなアイデアを提案する中で、またそういう可能性が出れば、また対応を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） ありがとうございます。ぜひ実現に向けて頑張ってください。

次に、空き店舗活用整備事業について。

今、A・コープ前にある前むろの木店舗の件ですが、工事に取りかかっています。

現在までの整備状況と今後の整備内容はどこまで進んでおりますか、教えてください。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、4月末に工事発注を行っており、順次工事が進められているところでございます。整備の内容につきましては、外装、内装工事、それから耐震補強、機械設備の整備、厨房施設の整備、それから外構工事ということになっております。

工期につきましては、8月の末を予定してございますけれども、昨今のナフサの不足によって一部の資材、塩ビ管だとか断熱材等の調達にちょっと不安が出ているというところでございますが、工事の完成時期には、多少影響があるかなというふうに思っておりますけれども、8月末の完成を目指して現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） すみません、先ほど宮下議員のほうからもいろいろ聞かれたと思いますので、次に、私のほうからはいろいろ聞きませんが、これ、村民の皆さんもぜひ知りたいと思っています。土地、建物取得時期と金額を教えてください。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、土地、建物の取得時期、金額についてお答えをさせていただきたいと思います。

土地、建物につきましては、令和7年6月に取得済みでございます。取得金額につきましては、土地については600万、建物が330万ということで、計930万で取得をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） これであとはできて、次に、これからやっていきますよね、いろいろと。それにもどのくらいの金額がかかるのか、ざっとでいいですので教えてください。

○議長（清水 清君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 今現在予定している金額でございますけれども、整備に

関わる費用等が約4,000万くらいかなと思います。

今、昨今の世界情勢等によって資材が、今3割、4割上がるというのがもう常になってきてございまして、だんだんと建築経費に係る部分も高騰しているということでございますけれども、かけただけの金額になるよう活用を図ればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 分かりました。

次に、先ほど宮下議員のほうから質問がありましたので、私のほうからは質問しませんが、ただ一つだけ最後に言わせてください。

よくA・コープに買物に行くと、知り合いの方たちに、あそこ何ができるの、何なのとよく聞かれるんですね。私も、ただあんまり言ってもいけないと思って、「うーん、ちょっと分からないね」というぐらいにしていたんですけれども、すごく気になるところです、正直言って、村民の皆さんは。飲食店として賃貸にすると先ほど言われましたけれども、多額の金額を投資して採算が取れる見込みはあるのでしょうか。住民の皆さんにも分かるように、発信してほしいです。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、ご質問ありましたとおり、まず土地と建物を取得させていただいたという経緯でございますけれども、やはり今、強いて言えば、あのA・コープさんの周り、郵便局があり、また葬祭センターがあり、ガソリンスタンドがあり、セブンイレブンがありというあの通りについては、麻績村のメイン通りというような形に今なろうかと思っておりますし、なおかつA・コープさん、セブンイレブン、ガソリンスタンド等を見ますと、大体村民の過半数の皆さん方は1日ないし1週間の間には行っているというような状況の中でございます。

そういった中のA・コープさんの周りでの建物が、訳の分からないと言ってはいけないんですけれども、活用の見えないような取得をされてしまったのでは、大変今後に影響するのではないかというような形の中で、村で地権者の皆さん方にご理解をいただく中で、まあまあ格安で購入をさせていただいたというような経緯でございます。

その後というような部分でございますけれども、今、麻績村の中の飲食業という部分が大変少なくなっているというのが実情でございます。実際的には、宮本にありましたもの

もなくなってきましたし、また明治町通りのそういった飲食業も部分的時間での営業というふうなことになっていますし、また叶里等の飲食業についても、お客さんのいないときにはクローズしているというような形で、時間制限をしながら営業をしているというようなことでございますけれども、やはりそういった形の中で、村民の皆さん方から、ひとときの憩いを、コミュニケーションを取れるような場所とか、ちょっと何かを食べられるところというような、そういうご要望が強くあるところでございますので、実際的には、今まで食堂については豆の木、むろの木というふうな形で、食堂的な部分で営業していたということでございますので、村といたしましても、食堂形態でいかれればと思っているところでございます。

ただ、費用対効果というのは、村がやるということになると、費用対効果というようなことで、じゃ、それだけかけたんだから、何年でどれだけの収入を得て、どれだけ稼げばというような形になるわけでございますけれども、やはりある意味では、村民の皆さん方の一つの憩いの場所、あるいは福祉の向上という部分も捉えているところでございますので、そんなに計算したとおりに家賃も取れないと。なおかつあまり家賃を取っても、運営ができないというような形でございますので、そういった部分につきましては、村民の皆さん方に理解いただける程度の、やはり検討をする中で家賃等も決めていきたいと。

そしてまず、何と言っても、持続可能な皆さんにやっていただきたいというようなことでございますので、そういった意味で、今後、8月完成ということでございますので、それ以前にいろいろ詳細等を決める中で、また公募についても実施をしてみたいと思っているところでございます。

いずれにしても、ああやってせつかく造る施設でございますし、また強いて言えば、麻績村のメインストリートに面しているというようなこともございますので、今後多くの村民の皆さんに活用いただく、そして麻績村に来てくれる観光客の皆さん方にもご活用をいただく。そして、多くに似合っていかれればと思っているところでございますし、またそういった形で運営する方も、持続可能なしっかりとしたコンセプトの中で運営をしていただければありがたいかなと思っているところでございますので、詳細については、これから煮詰めさせていただきますが、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 村内外からたくさんのお客様が来れるように、落ち着いてゆっくりと、ゆったりしたお店にしてほしいと思います。

これで私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員の一般質問が終了いたしました。

本日予定しておりました一般質問 7 名、全て終了いたしました。

---

### ◎委員長報告

○議長（清水 清君） 次に、日程第 2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託いたしました第 8－4 号 「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情」、第 8－6 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充」を求める請願の結果についての報告を求めます。

山口利江社会文教委員長。

〔社会文教委員長 山口利江君 登壇〕

○社会文教委員長（山口利江君） 社会文教委員会に付託されました陳情 1 件、請願 1 件の審査結果を報告いたします。

なお、結果につきましては、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第 8－4 号 「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情」については、継続審査としました。

政府は、2025年12月、OCT類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に、特別料金（薬剤の25%）として追加負担を求めることを決定した。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなどの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、自己負担増になることが予想される。

このような薬、追加負担導入は患者の受療権や健康権の侵害につながることは理解できますが、国の情勢を見守る中、今後の動向も視野に入れながら結論を出す必要があるため、当委員会は、陳情の趣旨は理解した上で継続審査と決定しました。

次に、第 8－6 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について、採択・意見書提出とし

ました。

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編成基準は28年度までに35人に引き下げられます。しかし、学校現場からは多様なニーズを持つ子供一人一人に寄り添った指導・支援を行うには、35人でも多過ぎるとの声が多く寄せられています。

長野県では、今年度から独自に小学校1年生の25人規模学級編成が導入されていますが、単級の学校は対象外であり、2年生以上の拡大についても不透明な状況です。また、複式学級については、国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し、成り手を確保するため、給特法など改善が行われました。改正法は、今後取るべき措置として、教員基礎定数の改善などを掲げていますが、教員の持ち時間数軽減に不可欠であると定数算定の係数（乗ずる数など）の見直しには踏み込んでいません。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教員職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに、十分な教育予算を確保する必要があります。

義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。公教育に地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子供たちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

よって、この請願は妥当であり、当委員会は採択・意見書提出としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件、請願1件の審査報告といたします。

○議長（清水 清君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第8－4号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情」については継続審査、第8－6号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願については採択、意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第8－4号の陳情は継続審査、第8－6号の請願については採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

したがって、第８－４号は継続審査、第８－６号については採択することに決定いたしました。

---

**◎散会の宣告**

○議長（清水 清君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和８年第２回麻績村議会６月定例会第２日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 ２時２０分

## 令和8年第2回麻績村議会定例会（第3日）

### 議 事 日 程（第3号）

令和8年6月10日（水）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度麻績村一般会計補正予算（第8号）について)
- 日程第 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について)
- 日程第 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(村税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第2号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第3号 令和8年度麻績村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第4号 令和8年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第5号 令和8年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 同意第1号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第11 同意第2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 発議第1号 さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第2号 議会議員の派遣について
- 日程第14 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出について（社会文教委員会）

---

出席議員（８名）

|    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| １番 | 高 野 秀 雄 君 | ２番 | 中 村 まり子 君 |
| ３番 | 飯 森 寛 志 君 | ４番 | 宮 下 朗 君   |
| ５番 | 山 口 利 江 君 | ６番 | 塚 原 利 彦 君 |
| ７番 | 刈 間 利 恵 君 | ８番 | 清 水 清 君   |

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１０名）

|         |           |          |           |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 村 長     | 塚 原 勝 幸 君 | 副 村 長    | 宮 下 利 秀 君 |
| 教 育 長   | 加 瀬 浩 明 君 | 村づくり推進課長 | 塚 原 敏 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 塚 原 貴 志 君 | 住 民 課 長  | 宮 下 佳 康 君 |
| 振 興 課 長 | 宮 下 浩 保 君 | 観 光 課 長  | 塚 原 優 仁 君 |
| 教 育 次 長 | 宮 下 信 俊 君 | 代表監査委員   | 飯 森 力 君   |

事務局職員出席者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 市 川 嘉 忠 | 書 記 | 臼 井 孝 夫 |
|--------|---------|-----|---------|

開議 午後 1 時 3 0 分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員 8 名です。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回麻績村議会 6 月定例会 3 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

---

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

議会事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎承認第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第 1、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度麻績村一般会計補正予算（第 8 号）について）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、承認第1号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、承認第2号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、承認第3号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、承認第4号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第5、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第6、議案第2号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第２号は原案どおり可決されました。

---

### ◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第７、議案第３号 令和８年度麻績村一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第３号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第８、議案第４号 令和８年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第１号）について議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第9、議案第5号 令和8年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第10、同意第1号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第11、同意第2号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第12、発議第1号 さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎発議第2号について

○議長（清水 清君） 日程第13、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。

派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（清水 清君） 日程第14、閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について（社会文教委員会）

○議長（清水 清君） 日程第15、社会文教委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

社会文教委員長より、麻績村議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました所管事務の審査について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

社会文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

社会文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（清水 清君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案を申しあげました承認4件、議案5件、同意2件の細部にわたり慎重にご審議をいただき、全て原案どおりご承認賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、一般質問では7名の方々、村政全般にわたり発展的なご提言をいただきました。いただきましたご提言につきましては、いずれも、これからの村づくりにつながる重要な事項と受け止め、共に研究を深めさせていただければと考えるところでございます。多くの貴重なご提言をいただきましたことに感謝を申し上げます。引き続き、村政執行に対しまして、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様には、暑さも一段と厳しさを増してまいりましたので、熱中症等で体調を崩さないように十分気をつけていただければと存じます。

以上、今定例会閉会に当たりまして、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（清水 清君） 以上をもちまして、令和８年第２回麻績村議会６月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 １時４４分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和     年     月     日

議            長

署   名   議   員

署   名   議   員